

## 令和2年度第1回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会

1 開催日時 令和2年8月6日 午後2時00分開会

2 開催場所 袖ヶ浦クリーンセンター 2階研修室

3 出席委員

|    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 会長 | 江澤 国夫  | 委員 | 戸枝 聖子  |
| 委員 | 小出 進一  | 委員 | 内山 恵一  |
| 委員 | 稲毛 基浩  | 委員 | 安藤 利行  |
| 委員 | 井土 佐知子 | 委員 | 斎藤 麻依子 |
| 委員 | 鈴木 英一  | 委員 | 在原 政枝  |
| 委員 | 星野 利章  | 委員 | 小櫻 始子  |

(欠席委員)

|    |       |
|----|-------|
| 委員 | 永野 房恵 |
|----|-------|

4 出席職員

|         |      |         |        |
|---------|------|---------|--------|
| 環境経済部長  | 分目 浩 | 環境経済部次長 | 鈴木 真紀夫 |
| 廃棄物対策課長 | 渡部 肇 | 一般廃棄物班長 | 河口 真慶  |
| 主査      | 宮崎 徹 | 主査      | 中條 尚宏  |

5 傍聴定員と傍聴人数

|      |    |
|------|----|
| 傍聴定員 | 5人 |
| 傍聴人数 | 3人 |

6 議題

- (1) 議題1 袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画の策定について
- (2) 議題2 ごみ収集体制の総合的な見直しについて
- (3) 議題3 その他報告事項について

7 議事

(1) 開会

事務局より永野委員が欠席であるが、廃棄物減量等推進審議会規則第3条第2項に規定される定足数に達しているため、会議が成立していることを報告した。

また、本廃棄物減量等推進協議会袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議を公開すること、今回の傍聴人は3名と報告した。

傍聴人の皆様に、傍聴要領の遵守をお願いした。

(2) 新委員紹介

事務局より、2名の審議会委員の変更があったため、変更となった委員に自己紹介をお願いした。

(3) 会長挨拶

江澤会長挨拶

(4) 部長挨拶

分目部長挨拶

(5) 議事

河口班長 議事に入る前に本日お配りしました資料の確認をお願いいたします。  
～～資料確認～～

「袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会規則」第3条第1項の規定により、会長が議長となると定められておりますので、これより江澤会長に議長をお願いし、議事を進めていただきたいと思います。  
よろしく申し上げます。

江澤会長 それでは、ただいまより、私が議長となりまして、議事に入ります。  
本日の議題は3件となっております。

「議題1 袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画の策定について」

「議題2 ごみ収集体制の総合的な見直しの検討について」

「議題3 その他報告事項について」となっております。

事務局から説明を願います。

宮崎主査 議題1 袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画の策定についてご説明いたします。  
(資料に基づき事務局説明)

江澤会長 事務局の説明が終了しました。  
これより質疑をお受けいたします、委員の皆様から何かございますか。

安藤委員 自治会の区長をやらせてもらってる安藤です。昨年の台風15号で、平川地区では大変な被害を受けており、今でもブルーシートを被せてあって、土のう袋で抑えている状況において、今年はまだ大きな台風は来ていませんが、大きい台風が来たときは、そのブルーシートが飛んで、電線にかかって、停電などの危険性もあります。そういう場合は、市に私から連絡して、市から東電に連絡等の対応をしていただけますか。

江澤会長 事務局お願いします。

分目部長 今回の内容については、昨年9月9日の台風15号により被害があったが、まだ、住宅、物置についても修理業者さんが来なくて、屋根にブルーシートが被せてある状況です。今後、台風が来たときの対応策であれば、私ども市役所でもいいですし、電線に引っかかっているようであれば、東京電力さんの方に直接ご連絡いただいても大丈夫です。その辺は、どちらでも結構です。

安藤委員 ただ、個人的に電話をしても東電に繋がりにくい場合があります。そうした場合は、市から直接言ってもらい、なるべく早く、電線に絡まった時に取ってもらえれば、みんな安心すると思うんです。ひとつよろしく願いいたします。

分目部長 了解しました。

江澤会長 他に何かございますか。

特に無いようでございますので、続きまして、議題2 ごみ収集体制の総合的な見直しの検討について、事務局から説明を願います。

河口班長 それでは、議題2 ごみ収集体制の総合的な見直しの検討について、ご説明いたします。

(資料に基づき事務局説明)

江澤会長 事務局の説明が終了しました。

これより質疑をお受けいたします、委員の皆様から何かございますか。

江澤会長 私から1つだけいいですか。

現在、コンビニなどで、レジ袋有料化が始まり、それによって、実際に袖ヶ浦市のごみの収集にあたって、何か影響は出てきていますか。もう1つは、新型コロナの関係で、外になかなか出なくなって、家の中で過ごす時間が多くなってきている状況で、家庭から排出されるゴミが増えているのかどうか。その辺は、まだ形となって出てきてはいないのでしょいか。

河口班長 7月1日からのレジ袋有料化については、レジ袋の販売自体は約7割減ったりなど、そういった新聞記事もございます。市のごみ処理で申し上げますと、今年のごみ排出量は増えております。やはり、在宅ワークなどで家にいらっしゃいますと、掃除を始めるかと思えます。不要不急の外出自粛期間中からクリーンセンターへの持ち込み件数が増えており、それに比例するようにゴミの排出量も増えております。昨年は台風災害によって、災害廃棄物が多量に出ましたが、今年度は災害廃棄物ではないような物もたくさん出ております。昨年と今年については比較することは難しい状況ではありますが、非常に増えているということだけは申し上げられる状況でございます。

江澤会長 新型コロナ、これが完全に無くなるかどうか分からない。これが常態化していくのかな、ということも考えられますので、資料7ページの7番の改定時期についても、その辺を踏まえて検討していくということなのですね。

河口班長 そのように考えています。

江澤会長 わかりました。  
他に何かございますか。

小出委員 提案なのですが、近隣市に比べて、袖ヶ浦市のごみ指定袋の料金が非常に安いというのが現状です。当初は市民の立場だと非常にありがたいなって思っていたのですが、いろいろ考えてみると、一概に安いからいいな、という風には最近思えなくなってきています。先ほど、議長の方からありました、レジ袋の有料化の話もそうだと思います。だから、ゴミの指定袋の料金が安いということが、一概に良いことではなく、資料の1番最後にあるように、ある程度の値段を上げていく

とゴミの減量効果がある、と一部データがあります。この東洋大学の山谷先生は、いろいろな文献や調査結果を出しておられます。他市より非常に安い料金に据え置くことが、どういう悪い影響があるのか整理ができれば、最終的に判断するとき、我々も判断しやすくなるのではないかということが1点あります。それから、私の場合は夫婦2人だけの家庭ですので、ごみ袋に月にだいたい200円位使っています。もし、仮に倍の400円になりますと、少し減らそうという努力をしたいと思います。最終的に、もし仮に料金を倍にすると、今まで使っていた200円分アップしますが、100円位に抑えられるのかなと思います。そうすると年金から300円位をごみ袋の費用に充てなくてはならなくなります。これは3人家族とか、それぞれの家庭によって違いますが、一般的なある程度代表的な家族の構成で、それぞれ負担割合を増やしたときに、現実的に、いくらくらいアップするのかわかっていた方が良いと思います。最終的には政治的な判断も入ってくるのかもしれませんが、それぞれの家庭でどれくらいの負担増になるのかも見ながら判断したほうが良いのではないかと思います。

江澤会長 事務局お願いします。

河口班長 今2点の意見がございました。料金が安いことが良いことではないという考え方、そのデメリットということですので、今後、事務局の方で調査して整理したいと考えております。

あと、家族構成などにより負担がどれくらいなのかということについては、調査したものがあるのかを調べて内部で検討したいと思います。やはり、そういったデータは、こういったものを示すうえで重要なものと言えますので、参考にしていきたいと思います。ありがとうございます。

分目部長 今小出委員さんから話があった2点については、審議会の委員の皆さんが、今後も審議、検討し、判断していく中で必要なことだと思います。2点目については、2人世帯だとどのくらい袋を使っている、4人世帯だとどのくらい使っているかということ、排出量から算定した中で料金を見直した場合、どういった負担になるかの資料については出させていただきます。

資料は作成でき次第送らせていただきます。次回の会議時にはそれらを踏まえて、この場で委員の皆様方のご意見を聞けると思いますの

で、そういった形で進めていきます。また、気が付いた点がありましたら、ご要望いただければと思います。

本日は、市民代表の方、特に主婦の皆さんもいらっしゃいますので、これまで検討してきた中でのご意見や、もっとこういう資料があった方がいいなど、ご意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

江澤会長      意見をそれぞれ聞きましょう。  
では、在原委員。

在原委員      ごみ袋の値段について、かねがねいろいろ考えていましたが、ごみ袋は、そんな高いものではなく、ごみ袋が高いからゴミの出す量を減らしたいっていうと、相当上げないと、そういう気持ちにならないのではないかと思っています。多少「あっ、勿体無いな。」というのはありつつも、ごみ袋が高いからといってゴミの量減らすという気持ちになるには、1リットルあたり1円くらいでは、そんなに効かないのではないかと感じています。7月からレジ袋が有料化になっていても、今売っている袋は1枚3円、せいぜい10円です。買い物しているときを見ていると、みんながレジ袋を全然買わないかというのではなくて、結構買っているなという感覚があります。本当にレジ袋を無くしたいなら、あのくらいの値段では、買わなくてはならないよねということをお話していたところです。ゴミの減量をするために、値段を上げるということになったら、家庭の負担は確かに増えますが、値段を相当上げないと減らないのではないかというのが私の意見です。今までの過去何年かの家庭から出るゴミの量を計画に基づいて、減らすためには、もっと値段を上げるなど、相当頑張らないと達成できないのではないかとかねがね感じています。家庭で出すゴミ袋の料金の見直しだけでなく、ごみの減量化の啓発なども必要だと思っています。

分目部長      ありがとうございます。今、在原委員さんが仰ったように、1日1人当たりの排出量が、まだ県平均、国平均より多いという中で、私どもも、このごみ指定袋の料金だけでそれを達成しようとは考えていません。昨年度策定した基本計画の中にも、資源物でありながら、それを分別しないで燃えるゴミとして排出するといったことが結構まだあります。燃えるゴミにせず、分別して資源化していく啓発を引き続き並行してやっけていながら、袖ヶ浦市のごみを減らしていくように進

めてまいります。

資料の7ページに表がありますが、現状、袖ヶ浦市ですと、40リットルだと16円。右側から2番目にあります、近隣3市の料金にするととなると、指定袋の料金については、40リッターであれば16円を40円にするということになります。見直しの率から言うと2.5倍という、高い率になります。ここを目標とするけど段階的に上げていくなど、皆様方のご意見を聞いていきたいと考えています。今後も、お住まいになっている地域の中でも話をさせていただきながら、委員の皆様のご意見を伺いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

江澤会長      それでは、もう1方。斎藤委員。

斎藤委員      子どもがいる家庭はゴミも多いと思います。私の家庭も子どもが3人いますので、月水金の燃えるゴミの時には、40リッターの袋を毎回、パンパンにして出している状態です。分別も意識しながら、子どももペットボトルとか分別できるようにはなってきました。子どもがいる家庭を巻き込んで、うまく分別をできるように、図解にするなど、言葉じゃなく、子どもが見て自分で分別がわかる図解みたいな、そういうキットじゃないですけど、そういう物を家庭に配っていただけて、子どもが見える場所に置いておいて、「これは分別できる。」みたいに子どもを巻き込んでうまくやれると、楽しく分別ができると思います。今の温暖化の状況については、小学生でも気になっていて「毎日暑いのは地球が暑くなっているからだよね。」というのはわかっていますので、子どもを巻き込めば少しずつでも家庭ごみを減らせるのではないかと、また、そういう物があれば私も助かります。

分目部長      今のご意見、非常に参考になります。図解とか動画などで見ると、このごみは資源になるとか、分ける時には、こういう風に分ければ良いということが分かりやすいし、各家庭のお子さんにもわかりやすいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

江澤会長      ありがとうございます。

それでは特に質問等はないということなので、これを持ちまして終了とさせていただきます。

次に、議題3その他報告事項について、事務局から説明を願います。

河口班長 はい。それでは、議題3その他報告事項について、ご説明いたします。

(事務局より、一般廃棄物処理基本計画書及び概要版の配布について説明)

江澤会長 事務局の説明が終了しました。

これより質疑をお受けいたします、委員の皆様から何かございますか。

江澤会長 よろしいですかね。特に意見はないものとして終了いたします。

以上をもちまして廃棄物減量等推進審議会の議事はすべて終了いたしました。

皆様のご協力に感謝申し上げます。

それでは進行に戻します。

#### (6) その他

河口班長 江澤会長ありがとうございました。

その他といたしまして、次回の審議会の開催予定についてご案内いたします。

災害廃棄物処理計画については、パブリックコメントの手続きを12月頃予定しております。その前に開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### (7) 閉会

河口班長 以上をもちまして、廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。



# 令和2年度第1回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会

令和2年8月6日（木）午後2時から  
袖ヶ浦クリーンセンター 2階研修室

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 新委員紹介
- 3 会長あいさつ
- 3 環境経済部長あいさつ
- 4 議 事
  - 議題1 袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画の策定について
  - 議題2 ごみ収集体制の総合的な見直しについて
  - 議題3 その他報告事項について
- 5 その他
- 6 閉 会

## 袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画の策定について

### 1 災害廃棄物処理計画とは

地震や風水害などの大規模な災害が発生すると、家や建物等が壊れ、膨大な量の木くずやブロック等が発生します。また、家の中でも大量の壊れた家具、避難所での生活に伴う生活ごみ・し尿が発生し、これらを「災害廃棄物」といいます。

災害廃棄物の処理にあたっては、まず市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安心安全のための迅速な対応が必要になり、市民が安心して暮らせる災害に強い地域社会の形成が不可欠です。

国や県でも災害廃棄物の処理に対する対策を進めており、平成 27 年（2015 年）8 月には、災害廃棄物に係る経験や教訓に基づき、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）及び災害対策基本法が改正されました。

さらに、法改正を受け、防災基本計画や廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において地方公共団体は災害廃棄物処理計画を策定することなどが明記されました。

千葉県においても、「千葉県廃棄物処理計画（第 9 次）」（平成 28 年 3 月）において、非常災害時における廃棄物の適正処理に関する事項等について「県災害廃棄物処理」として策定することとし、平成 30 年 3 月に「千葉県災害廃棄物処理計画」が策定されました。

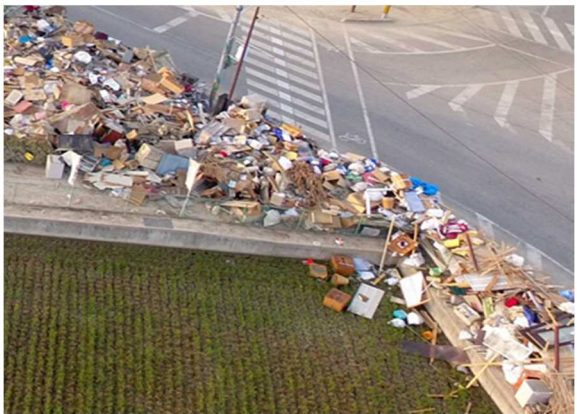
「災害廃棄物処理計画」とは、今までの大きな災害の経験等により蓄積された成果を踏まえて、本市における平常時の災害予防対策と、発災時の状況に対応した災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指してとりまとめたものです。

また、災害廃棄物処理計画の策定時に発生量を予測し対策を検討することから、災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成にも活用することができます。

本計画の基本方針、基本的事項について袖ヶ浦市地域防災計画を基に整理し、災害廃棄物の処理体制について検討します。

その他、千葉県災害廃棄物処理計画、災害廃棄物対策指針や関係法令についても整合性を図り整理します。

災害廃棄物排出状況（他市参考）





災害廃棄物排出状況（袖ヶ浦市 令和元年台風15号）



木材



木材搬出状況



生木



瓦・コンクリート



石膏ボード・断熱材



畳

## 2 本計画の位置づけ

本計画は、国が策定した「対策指針」を踏まえ、「千葉県災害廃棄物処理計画」、「袖ヶ浦市地域防災計画」及び「袖ヶ浦市一般廃棄物処理計画」、現在策定中の「袖ヶ浦市国土強靱化地域計画」との整合を図り、災害廃棄物の処理に関する本市の基本的な考え方や必要な事項を示すものです。

災害廃棄物の仮置場の設置場所や処理方法等の詳細については、災害が発生したときに策定する「災害廃棄物処理実行計画」にて記載いたします。

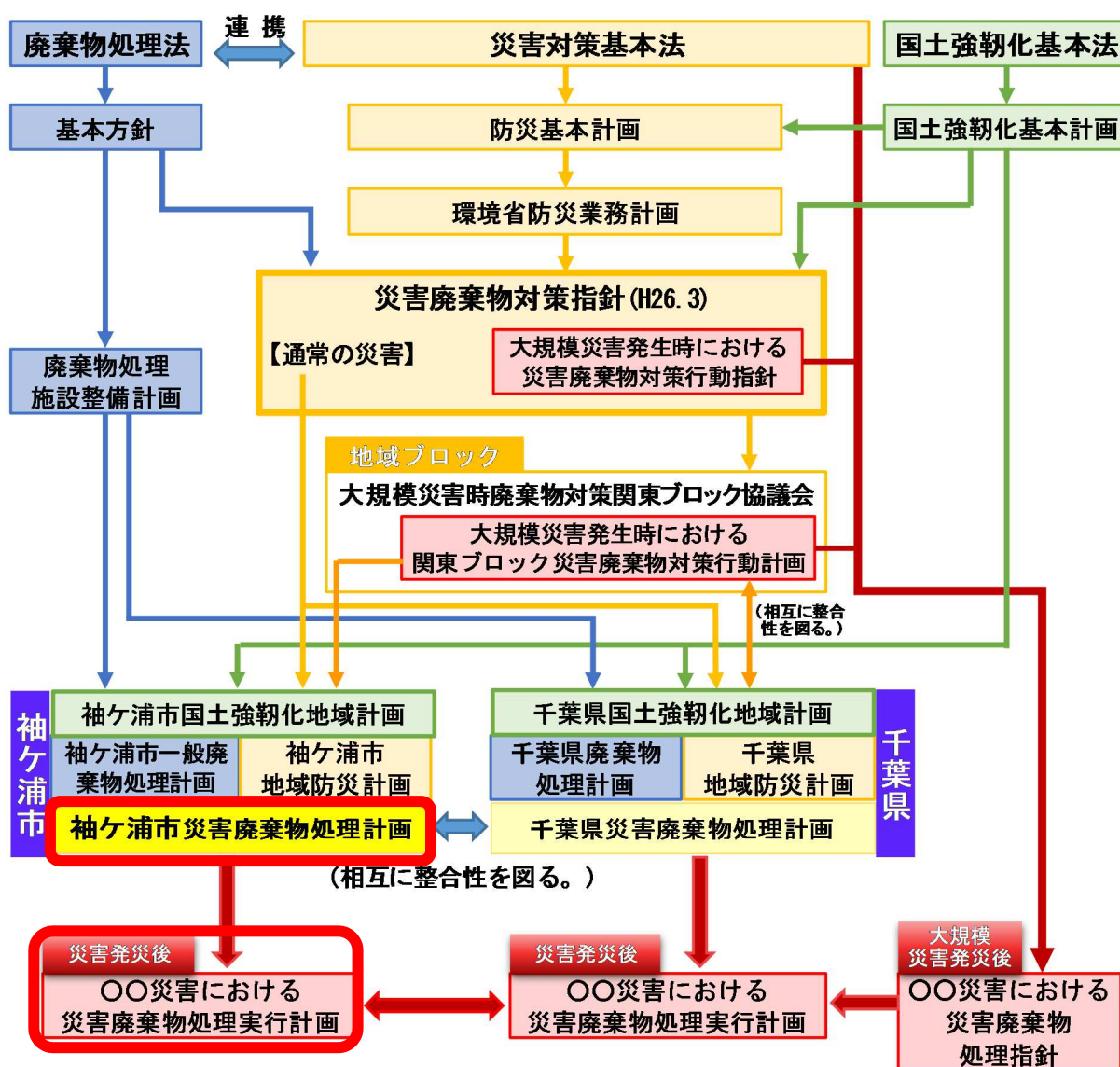


図 災害廃棄物処理計画の法的位置付け

<災害廃棄物処理計画>

災害廃棄物の仮置場の設置方針や運用方針、生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレのし尿等を含めた処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力事項や受援体制等について示すものです。

<災害廃棄物処理実行計画>

発災後、市は災害廃棄物処理計画に基づき初動対応を着実に実施するとともに、実行計画を策定します。

実行計画には、市の役割分担、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、仮置場の設置場所、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じて具体的な内容を示します。また、処理の実施状況を適宜反映して実行計画の見直しを行います。

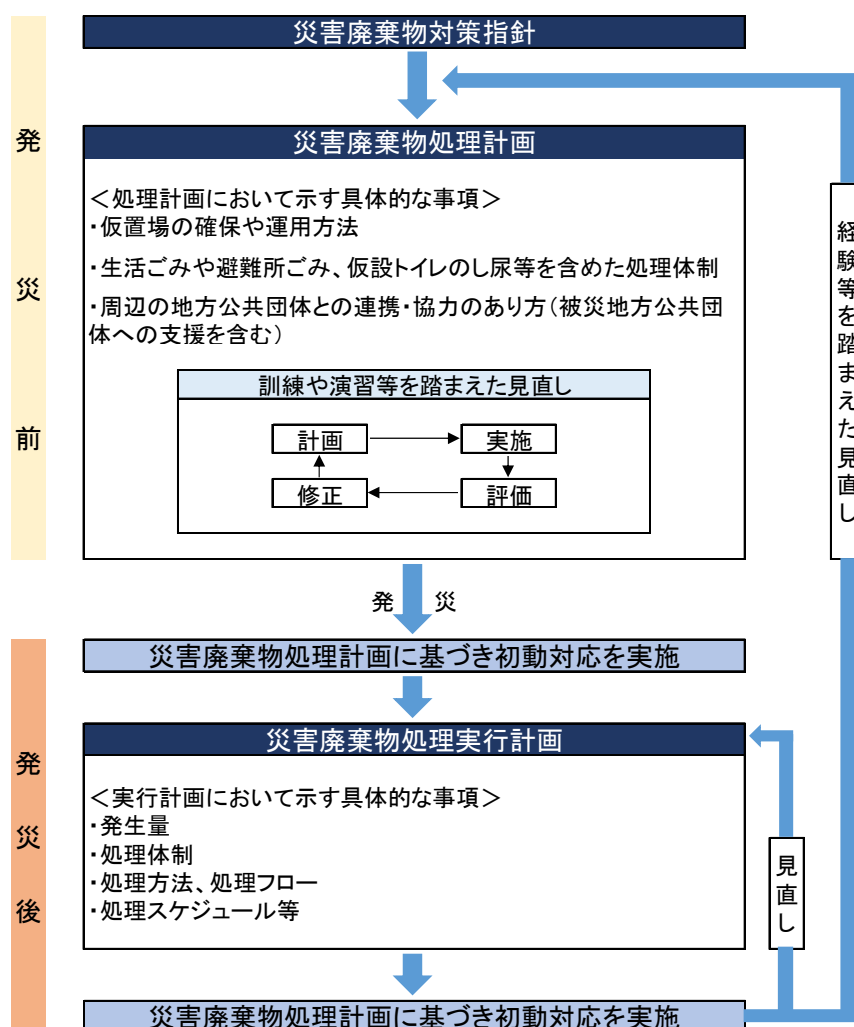


図 災害廃棄物処理実行計画の位置付け



### 3 災害廃棄物処理に係る業務の流れ

図に示すとおり、災害廃棄物の処理は多岐に亘るため、災害時に適正かつ円滑・迅速に処理を行うために、被害想定などを基に、災害時の廃棄物処理業務について対応を具体的に検討し、個別業務マニュアル等を備えるとともに、速やかに処理実行計画が策定できるように資料を準備する必要があります。

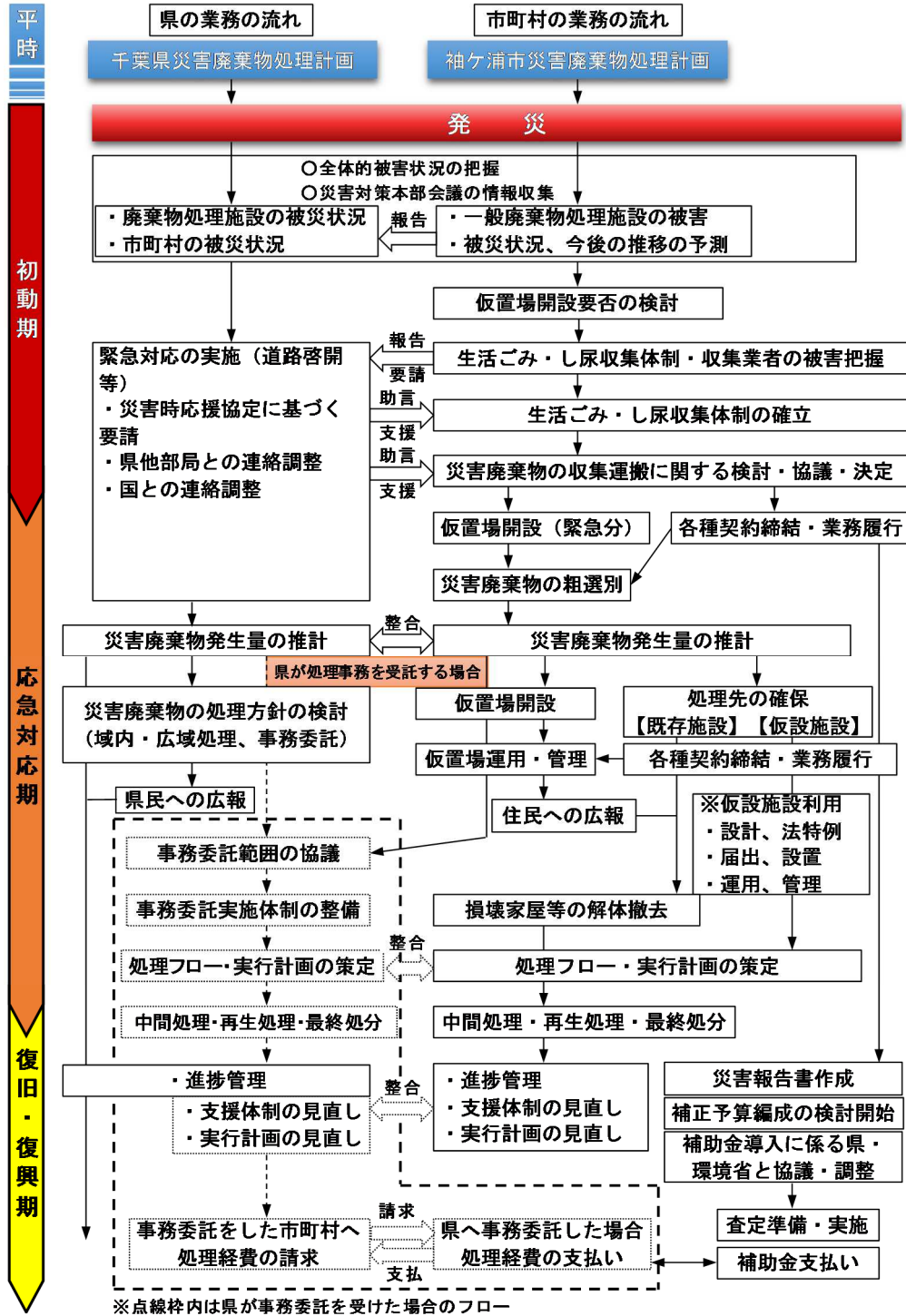


図 発災後の業務の流れ

## 4 災害廃棄物処理の基本的な方針

本計画の策定にあたっては、計画の位置付けを踏まえ、次に掲げる事項を基本的な方針とします。

- (1) 災害廃棄物を復旧・復興時における有用な資材ととらえ、東日本大震災での実績も踏まえて、可能な限り再資源化します。
- (2) 非常災害時であっても、できる限り効率的に分別・選別し、性状に応じた中間処理、再生利用等により災害廃棄物を減量化し、最終処分量を低減します。
- (3) 最大限、袖ヶ浦市内の施設や広域処理施設を利用して処理を行うことを優先します。処理期間内に処理できない場合は、仮設処理施設や他の広域処理を活用します。
- (4) 災害廃棄物の処理の遅れが被災地の復旧・復興の妨げとならないように、可能な限り短期間での処理を目指し、災害廃棄物の発生量等に応じて、適切な処理期間を設定します。なお、国や県の指針では「大規模災害であっても、災害廃棄物は3年以内で処理を終了するものとする」となっていることから、3年以内で処理を終了するよう目指します。

## 5 計画の期間

本計画は袖ヶ浦市地域防災計画の修正のほか、国が行う法整備や指針の策定の状況等、千葉県災害廃棄物処理計画の修正等を踏まえ、計画の実効性を高めるため、計画期間は定めずに適宜見直しを行います。

また、地域特性の変化や国内で大災害が発生した場合には、そのたびに新たな課題が生じますので、災害廃棄物処理の新たな課題や経験・知見を踏まえたうえで行います。

## 6 策定体制

### (1) 庁内体制

- ア 政策調整会議での審議
- イ 政策会議での審議

### (2) 市民参加

パブリックコメントの実施

計画案について、パブリックコメントを実施します。

### (3) 市廃棄物減量等推進審議会

計画の進捗状況の各段階において意見を付すとともに、諮問される計画案について答申を行います。



## 7 災害廃棄物処理計画策定に必要な事項

災害廃棄物処理計画は以下の項目を事前に想定し対処方法を記述

- ①災害廃棄物の発生量、種類及び処理方法
- ②仮置場の必要面積
- ③避難場所でのごみやし尿の排出量や収集・処理方法
- ④広域処理体制の構築
- ⑤初動対応
- ⑥その他災害廃棄物処理に関する事項

## 8 災害廃棄物処理計画記載項目

計画に記載する項目については、以下のとおり予定しております。

### 第1章. 基本的事項 ※計画に係る基本事項を記載

- (1) 計画策定の背景
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 災害廃棄物の基本事項
  - 1) 基本的な考え方
  - 2) 対象とする災害
    - ①想定地震
    - ②風水害
  - 3) 対象とする災害廃棄物の種類 (参考資料 P1 参照)
  - 4) 対象とする業務
  - 5) 災害廃棄物の処理主体
    - ①処理の主体
    - ②各主体の役割
  - 6) 袖ヶ浦市地域防災計画に係る業務内容

### 第2章. 災害廃棄物に関する情報及び体制 ※処理に必要な情報内容を記載

- (1) 組織体制・指揮命令系統
  - 1) 災害対策本部
  - 2) 災害廃棄物処理体制
  - 3) 廃棄物対策班の業務内容
- (2) 情報収集・連絡
  - 1) 情報収集
    - ①災害対策本部から収集する情報
    - ②各施設からの収集する情報
    - ③国・県と共有する情報
    - ④近隣市町村等からの情報収集

⑤関係団体からの情報収集

(3) 協力支援体制

- 1) 国、県、近隣市町村等との協力・支援体制
- 2) 広域処理について
- 3) 民間事業者との連携

(4) 職員への教育

第3章. 災害廃棄物 ※災害廃棄物の発生量等を記載

(1) 一般廃棄物処理施設の対策

- 1) 災害廃棄物発生量の算定 (参考資料 P3 参照)
  - ①発生量の予測 (地震)
  - ②発生量の予測 (風水害)
  - ③応急対応期
  - ④復旧・復興期
- 2) 一般廃棄物処理施設の概要
- 3) 一般廃棄物処理施設の災害対策
- 4) 発災時の緊急点検
- 5) 施設被災時の応急対策
- 6) 復旧・復興体制の整備
- 7) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画 (BCP)
  - ①非常時優先業務

(2) し尿処理、生活ごみ、避難所ごみ処理

- 1) し尿処理
  - ①収集・処理
  - ②仮設トイレの設置
  - ③仮設トイレ必要基数及びし尿収集必要量
  - ④仮設トイレの撤去
- 2) 生活ごみ・避難所ごみの処理
  - ①生活ごみの収集
  - ②避難所ごみの分別
  - ③避難所ごみの収集
  - ④収集体制・収集ルート

第4章. 災害廃棄物処理業務 ※災害廃棄物の処理に係る項目を記載

(1) 災害廃棄物処理業務の内容

- 1) 災害廃棄物処理の流れ
  - ①発災後の時期区分
  - ②業務の流れ
  - ③県への調整依頼事項
- 2) 災害対応における各主体の行動
- 3) 協力・支援体制

- ①袖ヶ浦市と県の協力体制
  - ②自衛隊・警察・消防との連携
  - ③民間事業者等との連携
  - ④受援に係る事項
- (2) 災害廃棄物処理
- 1) 処理方針
  - 2) 処理スケジュール
  - 3) 応急対応期
  - 4) 復旧・復興期
  - 5) 処理費用
  - 6) 処理に関する項目及び業務内容
    - ①生活・避難所ごみ・がれき・片付けごみ
    - ②し尿処理
  - 7) 処理フロー
    - ①処理フローの設定 (参考資料 P10 参照)
    - ②応急対応期
    - ③復旧・復興期
  - 8) 仮置場設置計画 (参考資料 P11 参照)
    - ①仮置場必要面積 (参考資料 P13 参照)
    - ②仮置場レイアウト
    - ③仮置場の候補地
    - ④仮置場の返還
    - ⑤仮置場の管理・運営
  - 9) 収集運搬計画
    - ①初動期の収集運搬
    - ②応急対応期の収集運搬
    - ③復旧・復興期
  - 10) 環境対策、モニタリング
  - 11) 仮設中間処理施設
  - 12) 被災家屋の解体・撤去
    - ①石綿対策
  - 13) 分別・処理・再資源化
    - ①仮設焼却炉
    - ②再資源化
    - ③仮置場での分別
  - 14) 最終処分
  - 15) 広域的な処理処分
  - 16) 適正処理が困難な廃棄物
    - ①平常時対策

- ②発災後対策
- ③有害廃棄物の取り扱い
- ④廃家電品
- ⑤自動車
- ⑥自動二輪
- ⑦腐敗性の強い廃棄物
- ⑧太陽光発電設備の処理
- 17) 思い出の品・遺失物の対応
- 18) 処理事業費の管理
- 19) 記録
- 20) ICTの活用

第5章. 住民への広報啓発 ※住民への広報や啓発内容を記載

- (1) 広報・啓発周知方法

第6章. 災害廃棄物処理実行計画 ※実行計画の策定の内容を記載

- (1) 計画の策定
- (2) 計画の見直し

第7章. 災害時における特例措置等（参考資料 P15 参照）

- (1) 県への事務委託
  - 1) 事前確認
  - 2) 要請
- (2) 非常災害時における廃棄物処理法の特例措置
- (3) 国による代行処理

第8章. 実効性の確保に向けて ※計画の見直しや人材育成を記載

- (1) 計画の見直し（参考資料 P15 参照）
- (2) 人材の育成・確保
  - 1) 袖ヶ浦市
  - 2) 関係団体等

## 9 策定スケジュール

|      |      |                   |
|------|------|-------------------|
| 令和2年 | ～10月 | 計画素案作成            |
| 令和2年 | 11月  | 計画案               |
| 令和2年 | 12月  | 計画案公表・パブリックコメント実施 |
| 令和3年 | 3月   | 計画策定              |

策定スケジュール表

|            | 5月 | 6月 | 7月        | 8月      | 9月 | 10月      | 11月        | 12月             | 1月       | 2月                | 3月      |
|------------|----|----|-----------|---------|----|----------|------------|-----------------|----------|-------------------|---------|
| 全体         |    |    | ■<br>素案作成 |         |    |          | ■<br>計画案作成 |                 | ■<br>案修正 |                   | ●<br>策定 |
| 政策調整<br>会議 |    |    | ●<br>項目   |         |    | ●<br>計画案 |            |                 |          | ●<br>パブコメ<br>結果報告 |         |
| 政策会<br>議   |    |    | ●<br>項目   |         |    | ●<br>計画案 |            |                 |          | ●<br>パブコメ<br>結果報告 |         |
| 審議会        |    |    |           | ●<br>項目 |    |          |            | ●<br>計画案        |          | ●<br>諮問           |         |
| 市民等        |    |    |           |         |    |          |            | ●<br>パブコメ       |          |                   |         |
| 議会         |    |    |           |         |    |          |            | ●<br>パブコメ<br>説明 |          |                   |         |

## 計画に記載する項目の抜粋

### 第 1 章. 基本的事項

#### (3) 災害廃棄物の基本事項

##### 3) 対象とする災害廃棄物の種類

本計画において対象とする災害廃棄物を表 1-2 のとします。また、災害の種類別の災害廃棄物の特徴については、表 1-3 のとおりです。

一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、二次災害の防止や、作業の一貫性と迅速性の観点から個人の損壊家屋により発生した災害廃棄物も含むものとします。

表 1-2 対象とする災害廃棄物

| 種類                 | 説明   |
|--------------------|--|
| 不燃性混合物             | 分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、瓦、スレート、土砂等   |
| 可燃性混合物             | 繊維類、紙、木くず、プラスチック等  |
| 木質系廃棄物（木くず）        | 家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木   |
| コンクリートがら           | コンクリート片やブロック、アスファルトくず等   |
| 金属くず               | 鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片  |
| 廃家電 <sup>※1</sup>  | 被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの   |
| 廃自動車 <sup>※1</sup> | 被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車   |
| 廃船舶                | 被災により使用できなくなった船舶   |
| 思い出の品              | 写真、賞状、位牌、貴重品等  |
| 津波堆積物              | 海底の土砂やヘドロが陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの   |
| その他                | 腐敗性廃棄物（豊や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等）有害物（石綿含有廃棄物、PCB、水銀を使用したもの、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等）、危険物（消火器、ボンベ類等）、漁具、石膏ボード、タイヤ、海中ごみ等 |
| 生活ごみ <sup>※2</sup> | 被災により家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ  |
| 避難所ごみ              | 避難所から排出される生活ごみ、使用済簡易トイレ等   |
| 仮設トイレのし尿           | 避難所等排出される汲取りし尿   |

※1 リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う

※2 平常時に排出される生活に係るごみは対象外とする。

表 1-3 災害の種類別の災害廃棄物の特徴

| 災害の種類   | 災害廃棄物の特徴  |
|---------|---|
| 水害      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家具や家電等の家財が浸水により廃棄物となり、水が引くと、直ちに片付けごみとなる。</li> <li>○ 発生現場での分別が困難であり、土砂が多く付着し、水分を多く含み、腐敗しやすい。</li> </ul> |
| 土砂災害    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂が発生し、災害廃棄物が土砂と混合する。</li> </ul>   |
| 地震(液状化) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 損壊家屋の撤去や解体に伴う廃棄物が多い。</li> <li>○ 損壊家屋の解体時に災害廃棄物量が多くなり、長期間に渡って排出される傾向にある。</li> </ul>                     |
| 津波      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波堆積物が発生する。</li> <li>○ 混合廃棄物が散乱し、津波堆積物とも混合する。塩分や重金属等を含むため、処分に留意する必要がある。</li> </ul>                     |
| 竜巻      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通過した場所に限定的。</li> <li>○ 主に屋外にあるものが巻き込まれ、混合廃棄物となり、散乱する。</li> </ul>                                       |
| 火山噴火    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火山灰の降灰による損壊家屋等(火山灰は災害廃棄物ではない)。</li> </ul>  |

### 第3章. 災害廃棄物

#### (1) 一般廃棄物処理施設の対策

##### 1) 災害廃棄物発生量の算定

当該災害により、どの程度の災害廃棄物が発生するかを予測することは、がれき等の仮置場の設定、処理・処分計画の検討を行うための基礎的資料となるため、速やかに行う必要があります。

水害又は津波の場合、全壊や半壊しない建物でも床上浸水や床下浸水に伴い、家財等が災害廃棄物として排出される可能性があることに留意します。

表 4-1 災害廃棄物の発生量原単位

|     | 全壊  | 半壊 | 床上浸水 | 床下浸水 |
|-----|-----|----|------|------|
| 発生量 | 117 | 23 | 4.6  | 0.62 |

災害廃棄物対策指針 技術資料より

##### ①発生量の予測（地震）

平時とは性状の異なる大量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することが必要な為、災害廃棄物の発生量を推計式により算出すると、関東地震は 555,094 t、直下型地震は 349,853 t と想定されます。

#### ア 関東地震

表 4-2 災害廃棄物の発生量

| 建物区分          |                   | 棟数（棟）           |         |
|---------------|-------------------|-----------------|---------|
| 揺れによる<br>被害棟数 | 全壊                | 木造(A)           | 3,404   |
|               |                   | 非木造(RC造+鉄骨造)(B) | 351     |
|               | 全壊被害棟数【(A+B)×161】 |                 | 439,335 |
|               | 半壊                | 木造(C)           | 4,406   |
|               |                   | 非木造(RC造+鉄骨造)(D) | 627     |
|               | 半壊被害棟数【(C+D)×32】  |                 | 115,759 |
| 合計①           |                   | <b>555,094</b>  |         |

袖ヶ浦市地域防災計画地震<第2編 地震・津波編>に加筆

表 4-5 災害廃棄物の種類組成別発生量

| 可燃物<br>(t) | 不燃物<br>(t) | コンクリートがら<br>(t) | 金属<br>(t) | 柱角材<br>(t) | 合計<br>(t)      |
|------------|------------|-----------------|-----------|------------|----------------|
| 99,917     | 99,917     | 288,649         | 36,636    | 29,975     | <b>555,094</b> |

関東地震における各地区の災害廃棄物発生量は以下のとおりです。



表 4-7 災害廃棄物の発生量 その 4

| 地区名     | 現況建物棟数割合<br>(%) | 災害廃棄物<br>(t) | 片付けごみ<br>(t) |
|---------|-----------------|--------------|--------------|
| 昭和地区    | 24              | 133,222      | 1,055        |
| 長浦地区    | 37              | 205,385      | 1,626        |
| 根形地区    | 10              | 55,509       | 439          |
| 平岡地区    | 16              | 88,815       | 703          |
| 中川・富岡地区 | 13              | 72,162       | 571          |

イ 直下型地震

表 4-8 災害廃棄物の発生量

| 建物区分          |                   |                 | 棟数 (棟)         |
|---------------|-------------------|-----------------|----------------|
| 揺れによる<br>被害棟数 | 全壊                | 木造(A)           | 1,294          |
|               |                   | 非木造(RC造+鉄骨造)(B) | 143            |
|               | 全壊被害棟数【(A+B)×161】 |                 | 231,357        |
|               | 半壊                | 木造(C)           | 3,332          |
|               |                   | 非木造(RC造+鉄骨造)(D) | 371            |
|               | 半壊被害棟数【(C+D)×32】  |                 | 118,496        |
| 合計①           |                   |                 | <b>349,853</b> |

袖ヶ浦市地域防災計画地震<第2編 地震・津波編>に加筆

表 4-12 災害廃棄物の種類組成別発生量

| 可燃物<br>(t) | 不燃物<br>(t) | コンクリートがら<br>(t) | 金属<br>(t) | 柱角材<br>(t) | 合計 (t)         |
|------------|------------|-----------------|-----------|------------|----------------|
| 27,988     | 97,959     | 202,915         | 10,496    | 10,496     | <b>349,853</b> |

直下型地震における各地区の災害廃棄物発生量は以下のとおりです。

表 4-14 災害廃棄物の発生量 その 4

| 地区名     | 現況建物棟数割合<br>(%) | 災害廃棄物<br>(t) | 片付けごみ<br>(t) |
|---------|-----------------|--------------|--------------|
| 昭和地区    | 24              | 83,965       | 616          |
| 長浦地区    | 37              | 129,445      | 952          |
| 根形地区    | 10              | 34,985       | 257          |
| 平岡地区    | 16              | 55,977       | 411          |
| 中川・富岡地区 | 13              | 45,481       | 334          |

## ②発生量の予測（風水害）

袖ヶ浦市地域防災計画による河川氾濫被害により倒壊する建物から発生する水害廃棄物については、次の方法により推計します。各河川氾濫被害が最大の小櫃川氾濫被害では、14,955 t 発生すると想定されます。各河川の被害想定を下記のとおり示します。

### 【小櫃川】

| 床上浸水  |      |       |         |              |
|-------|------|-------|---------|--------------|
| 大字地区名 |      | 世帯数   | 原単位 (t) | 災害廃棄物発生量 (t) |
| 昭和地区  | 坂戸市場 | 829   | 4.6     | 3,813        |
|       | 神納   | 1,939 | 4.6     | 8,919        |
| 合計    |      |       |         | 12,732       |

袖ヶ浦市地域防災計画地震<第2編 地震・津波編>想定区域図より算定

| 床下浸水  |     |       |         |              |
|-------|-----|-------|---------|--------------|
| 大字地区名 |     | 世帯数   | 原単位 (t) | 災害廃棄物発生量 (t) |
| 根形地区  | 飯富  | 454   | 0.62    | 281          |
|       | 三ツ作 | 116   | 0.62    | 72           |
|       | 勝   | 46    | 0.62    | 29           |
| 合計    |     |       |         | 382          |
| 平岡地区  | 永地  | 113   | 0.62    | 70           |
|       | 三箇  | 427   | 0.62    | 265          |
|       | 上泉  | 497   | 0.62    | 308          |
|       | 永吉  | 66    | 0.62    | 41           |
|       | 岩井  | 127   | 0.62    | 79           |
| 合計    |     |       |         | 763          |
| 中川地区  | 百目木 | 186   | 0.62    | 115          |
|       | 横田  | 1,244 | 0.62    | 771          |
| 合計    |     |       |         | 886          |

| 床下浸水  |     |     |         |              |
|-------|-----|-----|---------|--------------|
| 大字地区名 |     | 世帯数 | 原単位 (t) | 災害廃棄物発生量 (t) |
| 富岡地区  | 阿部  | 69  | 0.62    | 43           |
|       | 堂谷  | 16  | 0.62    | 10           |
|       | 打越  | 72  | 0.62    | 45           |
|       | 滝の口 | 151 | 0.62    | 94           |
| 合計    |     |     |         | 192          |
| 総合計   |     |     |         | 2,223        |

袖ヶ浦市地域防災計画地震<第2編 地震・津波編>想定区域図より算定

【笠上川】

| 床下浸水  |    |       |         |              |
|-------|----|-------|---------|--------------|
| 大字地区名 |    | 世帯数   | 原単位 (t) | 災害廃棄物発生量 (t) |
| 長浦地区  | 代宿 | 1,094 | 0.62    | 678          |
| 合計    |    |       |         | 678          |

【浜宿川】

| 床下浸水  |     |     |         |              |
|-------|-----|-----|---------|--------------|
| 大字地区名 |     | 世帯数 | 原単位 (t) | 災害廃棄物発生量 (t) |
| 長浦地区  | 久保田 | 988 | 0.62    | 613          |
| 合計    |     |     |         | 613          |

【久保田川】

| 床下浸水  |              |     |         |              |
|-------|--------------|-----|---------|--------------|
| 大字地区名 |              | 世帯数 | 原単位 (t) | 災害廃棄物発生量 (t) |
| 長浦地区  | 久保田          | 988 | 0.62    | 613          |
|       | 久保田代宿<br>入会地 | 11  | 0.62    | 7            |
| 合計    |              |     |         | 620          |

【蔵波川】

| 床下浸水  |             |       |         |              |
|-------|-------------|-------|---------|--------------|
| 大字地区名 |             | 世帯数   | 原単位 (t) | 災害廃棄物発生量 (t) |
| 長浦地区  | 蔵波          | 2,415 | 0.62    | 1,497        |
|       | 蔵波7丁目       | 529   | 0.62    | 328          |
|       | 長浦駅前<br>4丁目 | 299   | 0.62    | 185          |
| 合計    |             |       |         | 2,010        |

【境川】

| 床下浸水  |     |       |         |              |
|-------|-----|-------|---------|--------------|
| 大字地区名 |     | 世帯数   | 原単位 (t) | 災害廃棄物発生量 (t) |
| 中川地区  | 横田  | 1,224 | 0.62    | 759          |
|       | 百目木 | 178   | 0.62    | 110          |
| 合計    |     |       |         | 869          |

| 床下浸水  |    |     |         |              |
|-------|----|-----|---------|--------------|
| 大字地区名 |    | 世帯数 | 原単位 (t) | 災害廃棄物発生量 (t) |
| 富岡地区  | 堂谷 | 17  | 0.62    | 11           |
| 合計    |    |     |         | 11           |
| 平岡地区  | 三箇 | 407 | 0.62    | 252          |
| 合計    |    |     |         | 252          |
| 総合計   |    |     |         | 1,132        |

【大月川】

| 床下浸水  |     |     |         |              |
|-------|-----|-----|---------|--------------|
| 大字地区名 |     | 世帯数 | 原単位 (t) | 災害廃棄物発生量 (t) |
| 平岡地区  | 川原井 | 316 | 0.62    | 196          |
|       | 合計  |     |         | 196          |

【浮戸川】

| 床上浸水  |      |       |         |              |
|-------|------|-------|---------|--------------|
| 大字地区名 |      | 世帯数   | 原単位 (t) | 災害廃棄物発生量 (t) |
| 昭和地区  | 坂戸市場 | 327   | 4.6     | 1,504        |
|       | 神納   | 1,538 | 4.6     | 7,075        |
| 合計    |      |       | 8,579   |              |

| 床下浸水  |      |       |         |              |
|-------|------|-------|---------|--------------|
| 大字地区名 |      | 世帯数   | 原単位 (t) | 災害廃棄物発生量 (t) |
| 昭和地区  | 坂戸市場 | 328   | 0.62    | 203          |
|       | 神納   | 385   | 0.62    | 239          |
|       | 奈良輪  | 1,496 | 0.62    | 928          |
| 合計    |      |       | 1,370   |              |

| 床下浸水  |     |     |         |              |
|-------|-----|-----|---------|--------------|
| 大字地区名 |     | 世帯数 | 原単位 (t) | 災害廃棄物発生量 (t) |
| 根形地区  | 飯富  | 446 | 0.62    | 277          |
|       | 下新田 | 151 | 0.62    | 94           |
|       | 三ツ作 | 113 | 0.62    | 70           |
|       | 勝   | 44  | 0.62    | 27           |
| 合計    |     |     |         | 468          |
| 平岡地区  | 岩井  | 127 | 0.62    | 79           |
|       | 永地  | 105 | 0.62    | 65           |
| 合計    |     |     |         | 144          |
| 総合計   |     |     |         | 1,982        |

## 第4章 災害廃棄物処理業務

### (2) 災害廃棄物処理

#### 7) 処理フロー

##### ①処理フローの設定

災害廃棄物の処理の基本方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、分別フローを図4-2に示します。

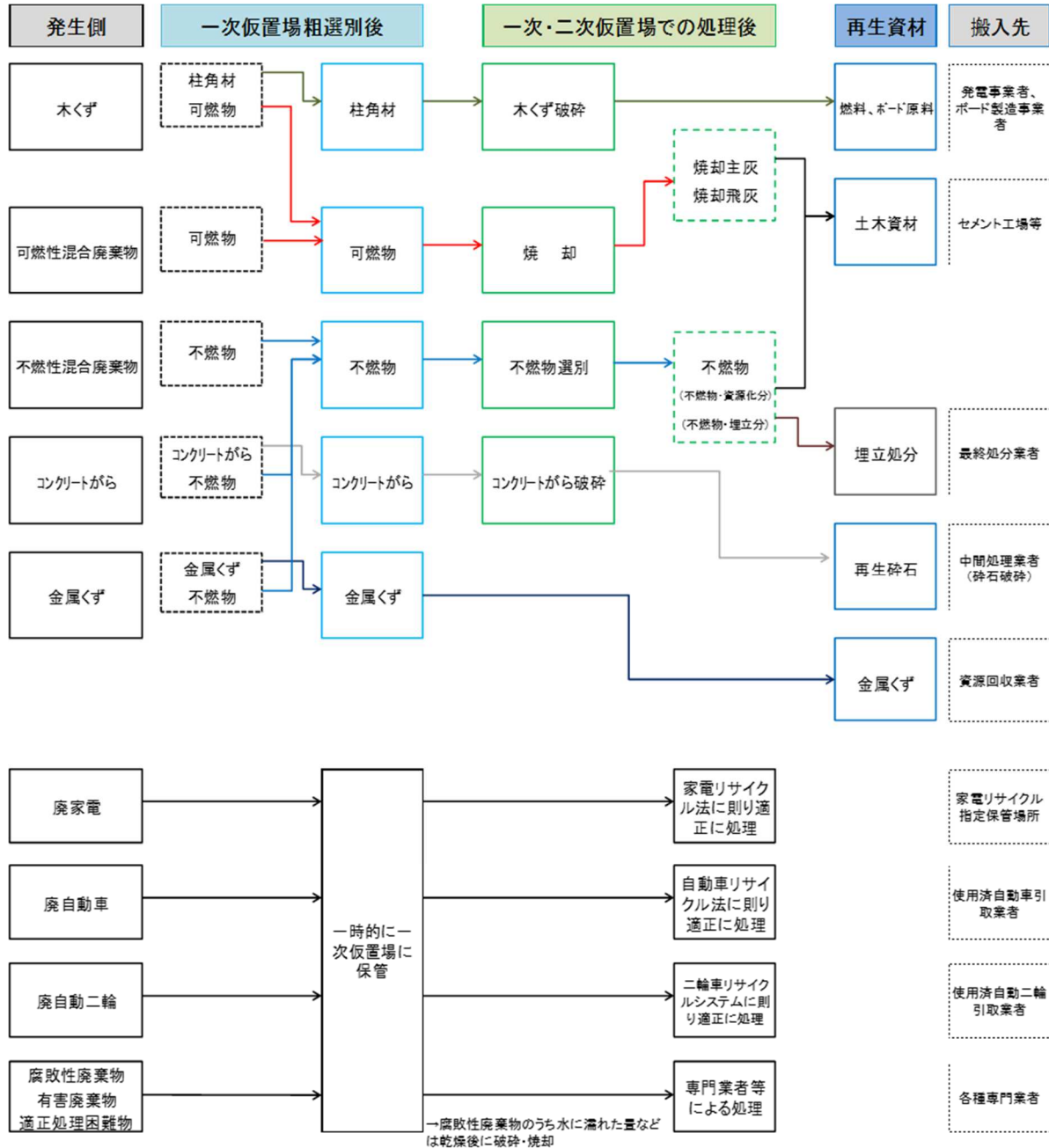


図4-2 災害廃棄物の処理フロー

## 8) 仮置場設置計画

災害廃棄物が大量に発生することが予想される場合は、被害状況により配置を検討し仮置場を設置します。その際、火災等の二次災害を考慮し、近くに民家、学校、病院等がない場所であることが求められます。

風水害では被災者による被災家屋からの災害廃棄物の搬出は、避難解除、警報解除等により、一斉に始まることが想定されるため、発災時には被災状況を直ちに把握し、たうえで、仮置場候補地の部署と調整します。

地震災害の場合は、余震がある発災後数日間は各家庭からの災害廃棄物の搬出はなく、多少は時間的余裕がありますが、風水害の場合は、仮置場設置選定までの時間がないことを肝に銘じておく必要があります。

また、仮置場周辺の住民理解も欠かせません。本市で設置する仮置場を表 4-19 に分類します。

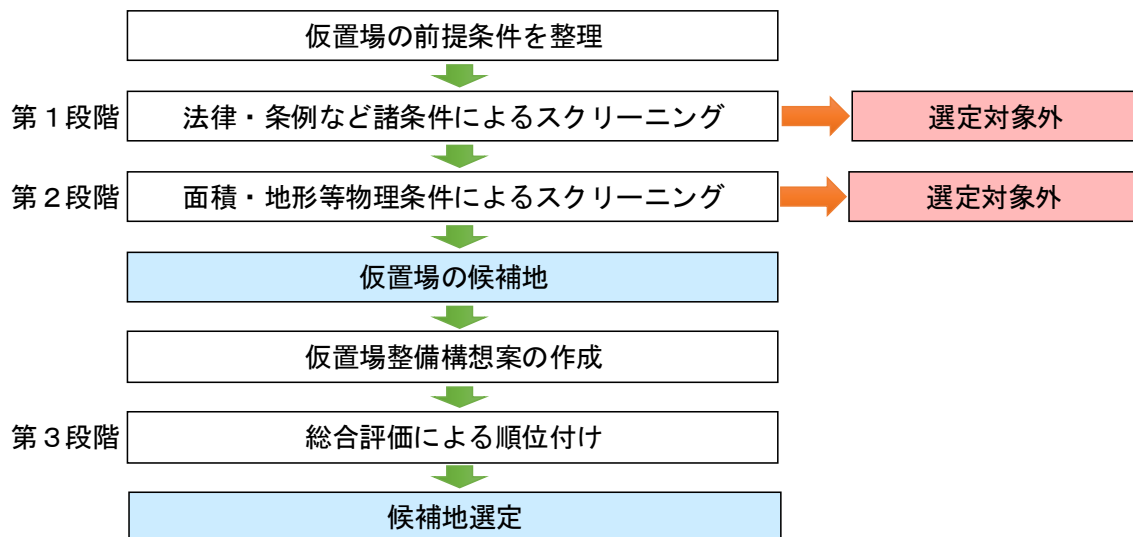


図 4-3 仮置場の選定フロー



表 4-19 仮置場の分類

| 分類    | 役割・特徴   |
|-------|---|
| 緊急仮置場 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置場設置が整うまでの間、緊急措置として設置される。</li> <li>・原則、平常時にごみを排出している場所や不燃物及び粗大ごみを排出している指定場所とし、被災者（支援ボランティアを含む）自らが、排出することとする。</li> <li>・救助捜索活動や緊急車両等通行の妨げにならないように注意して排出、集積する。</li> <li>・後の処理や一次仮置場への搬入を考慮し、この段階でできる限り分別する。<br/>(分別例：生活ごみ、可燃性粗大、不燃性粗大、危険物、廃家電等)</li> </ul>           |
|       | <b>設置時期・使用期間</b>  |
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災直後から利用開始</li> <li>・住民の片付けが終わり、一次仮置場への搬出が終わるまでの数か月間設置</li> </ul>   |
| 一次仮置場 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に本市委託業者や家屋解体業者等が搬入する。災害廃棄物の前処理（粗選別、破碎等）を行い、二次仮置場や中間処理施設へ積み替える拠点としての機能を持つ。</li> <li>・被災現場や緊急仮置場から災害廃棄物を一次仮置場に集積した後、手作業、重機により粗選別を行う</li> <li>・被災者が直接、災害廃棄物を搬入することも可能とする。</li> <li>・二次仮置場整備や中間処理施設等への搬送が終了し、使用終了箇所から順次廃止する。</li> </ul>                                  |
|       | <b>設置時期・使用期間</b>  |
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災後 3 日以内に設置</li> <li>・災害廃棄物処理が完了するまで設置（1 年以上に及ぶことがある）</li> </ul>   |
| 二次仮置場 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置場での処理が不十分である場合や一次仮置場の能力が不足している場合、必要に応じて設置する。</li> <li>・各仮置場からの災害廃棄物を集積し、破碎、選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点として設置する。</li> <li>・再資源化された資源物を保管する機能を持つ。</li> <li>・二次仮置場は甚大な被害が発生し、多量の災害廃棄物が一度に発生した場合等に設置するもので他の自治体との広域設置になる場合もあり、仮設破碎機・仮設焼却炉等の含めて県に委託することも検討する。</li> </ul> |
|       | <b>設置時期・使用期間</b>  |
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害が甚大な場合、被災後数か月以内設置</li> <li>・中間処理された再生資材を全て搬出するまで設置</li> </ul>   |

**【台風 15 号での教訓】**

台風 15 号で発生した災害廃棄物処理は、一次仮置場や通常のゴミステーションまでルートが確立しており、災害廃棄物の拡散を防ぐために緊急仮置場は設置しなかった。

### ①仮置場必要面積

災害廃棄物発生量から算定した仮置場必要面積は、表のとおりで、震災発生時には関東地震において約 17ha、直下型地震において約 9ha、風水害（被害が最大の小櫃川氾濫被害）発生時には約 3.5ha となります。

また、二次仮置場の面積としては、実際の被災状況や仮置場の処理状況に応じて面積を算出することとします。

なお、仮置場の面積が足りないと、積み上げが困難になる、搬入動線が確保できない、ごみが混在し、業者による引取が不能となり仮置場からの早期の搬出ができない等の悪循環に陥ることになります。

住宅解体が始まると、さらに広い仮置場が必要になることに注意する必要があります。

表 4-20 仮置場の算出（関東地震）

|                             | 可燃物     | 不燃物    | コンクリートがら | 金属     | 柱角材    | 合計             |
|-----------------------------|---------|--------|----------|--------|--------|----------------|
| 災害廃棄物等発生量（t）                | 99,917  | 99,917 | 288,649  | 36,636 | 29,975 | 555,094        |
| 災害廃棄物年間処理量（t）※1             | 39,967  | 39,967 | 115,460  | 14,654 | 11,990 | 222,038        |
| 災害廃棄物集積量（t）※2               | 59,950  | 59,950 | 173,189  | 21,982 | 17,985 | 333,056        |
| 災害廃棄物発生量（m <sup>3</sup> ）※3 | 149,875 | 54,500 | 173,189  | 19,453 | 32,700 | 429,717        |
| 見かけ比重                       | 0.40    | 1.10   | 1.00     | 1.13   | 0.55   | —              |
| 仮置場面積（m <sup>2</sup> ）※4    | 59,950  | 21,800 | 69,276   | 7,781  | 13,080 | <b>171,887</b> |

積み上げ高さ 5m

表 4-21 仮置場の算出（直下型地震）

|                             | 可燃物    | 不燃物    | コンクリートがら | 金属     | 柱角材    | 合計            |
|-----------------------------|--------|--------|----------|--------|--------|---------------|
| 災害廃棄物等発生量（t）                | 62,974 | 62,974 | 181,924  | 23,090 | 18,892 | 349,854       |
| 災害廃棄物年間処理量（t）※1             | 25,190 | 25,190 | 72,770   | 9,236  | 7,557  | 139,941       |
| 災害廃棄物集積量（t）※2               | 37,784 | 37,784 | 109,154  | 13,854 | 11,335 | 209,913       |
| 災害廃棄物発生量（m <sup>3</sup> ）※3 | 94,460 | 34,349 | 109,154  | 12,260 | 20,609 | 234,188       |
| 見かけ比重                       | 0.40   | 1.10   | 1.00     | 1.13   | 0.55   | —             |
| 仮置場面積（m <sup>2</sup> ）※4    | 19,793 | 21,373 | 48,700   | 2,229  | 4,580  | <b>93,675</b> |

積み上げ高さ 5m

表 4-22 仮置場の算出（風水害（被害が最大の小櫃川氾濫被害））

| 一次仮置場   |                                 |                       |
|---------|---------------------------------|-----------------------|
| 浸水棟数(棟) | 1棟あたり<br>仮置場面積(m <sup>2</sup> ) | 必要面積(m <sup>2</sup> ) |
| 6,044   | 5.8                             | <b>35,055</b>         |

積み上げ高さ 5m

## 第7章. 災害時における特例措置等

### (1) 県への事務委託

袖ヶ浦市は、大規模災害等により行政機能が喪失した場合、地方自治法の規定に基づき、県と災害廃棄物処理の事務委託の範囲を協議したうえで、県へその事務を委託します。この場合、災害廃棄物処理の主体は県となるが、袖ヶ浦市も多くの作業を行います。

なお、事務委託に当たっては、委託する袖ヶ浦市及び受託する県双方の議会の議決が必要となるため事務委託するかどうかは迅速に判断する必要があります。

事務委託の内容を分別、保管、収集、運搬、再生、処理、処分等の一連の災害廃棄物処理事業とします。

※災害廃棄物の処理については、環境省が所轄する災害等廃棄物処理事業国庫補助金が適用されるが、補助金申請及び補助金交付は、被災市町村が国に申請して行われるため、速やかに補助金申請手続きを行う必要があります。

## 第8章. 実効性の確保に向けて

### (1) 計画の見直し

本計画は、袖ヶ浦市地域防災計画の修正のほか、国が行う法整備や指針の策定の状況等、千葉県災害廃棄物処理計画の修正等を踏まえ、計画の実効性を高めるため、計画期間は定めずに適宜見直しを行います。

また、地域特性の変化や国内で大災害が発生した場合には、そのたびに新たな課題が生じますので、災害廃棄物処理の新たな課題や経験・知見を踏まえたうえで見直しを行います。

また、庁内の関連部署との調整や災害廃棄物対策指針（環境省）を参考にしながら、図1-4に従い、点検を行い、必要に応じて随時更新します。

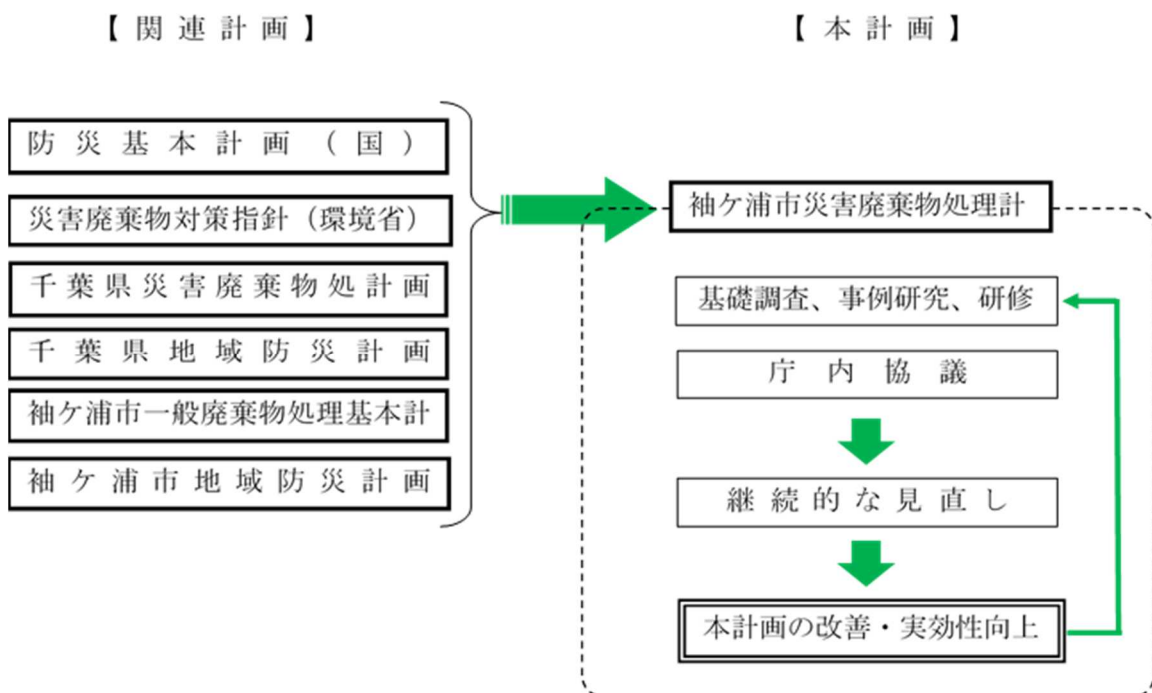


図8-1 本計画の進捗管理・見直し

## ごみ収集体制の総合的な見直しの検討について

### 1 本市のごみの減量化・資源化の取組の経緯

---

本市では、平成5年度から資源回収自治会事業を開始し、再資源化に取り組むとともに、家庭ごみについては、平成13年7月から、ごみ指定袋制度によるごみ処理の有料化を、平成25年10月からは粗大ごみ有料化制度を開始しました。

また、事業系ごみについては、平成23年7月に処理手数料の改定を行い、ごみの減量化や資源化を図ってきました。

これらの取組により、ごみの減量化に一定の成果を収めてきました。

しかし、近年では、1人1日当たりのごみ総排出量については、平成26年度の961グラムから平成30年度の930グラムへと減少傾向にあります。そのうち、家庭から排出される家庭系ごみの排出量(※資源回収量を除く)は横ばい傾向であり、自治会資源回収等の資源回収量は平成26年度の2,611トンから平成30年度の2,120トンと減少傾向にあります。

また、自治会資源回収等を含めた再資源化率については平成26年度の28.9%から平成30年度の25.6%と減少傾向となっています。

国及び県では、家庭から排出される家庭系ごみの排出量について、一人1日あたりの家庭ごみ排出量の数値目標を掲げていますが、本市の家庭系ごみの排出量は、国及び県の目標である500グラムに対し557グラムであり、再資源化率についても、国及び県の数値目標(国27%、県30%)を達成していない状況となっていることから、市では、更なるごみの減量化・資源化を推進していく必要があります。

### 2 検討を要する事項

---

ごみの減量化及び資源化を目指すために、検討が必要なごみ収集体制の見直し事項として次の3点が挙げられます。

- (1) ごみ処理手数料の見直し
- (2) ごみ収集回数の見直し
- (3) 分別の細分化(容器包装プラスチック等)

### 3 関連計画

---

ごみ収集体制の見直しに関しては次の各計画に記載しています。

- (1) 前期基本計画(令和2年度～7年度)
- (2) 第2次環境基本計画(令和2年度～令和13年度)
- (3) 一般廃棄物処理基本計画(令和2年度～令和13年度)

## 4 廃棄物減量等推進審議会におけるこれまでの検討内容

---

### 4.1 平成30年度の検討内容

平成30年度では、ごみの資源化及び減量化に関する下記4項目について、今後の進め方について、検討してまいりました。

#### (1) ごみ指定袋の料金見直しに関すること

ごみ指定袋の料金については、平成13年に制度を開始して以来、一度も料金の見直しを行っておらず、更なるごみの減量化を進めるため、見直しの検討を進めていくこと。

なお、ごみ収集日の見直しと同時期に行うことは、市民への負担が大きいため、料金の見直しを優先的に実施していくこと。

見直しにあたっては、平成31年4月の水道料金の改定、10月の消費税の増税による影響を見ながら、平成31年度から内部の調整等や市民への説明を行い、令和2年度以降の実施を目指していく。

#### (2) ごみ収集日の見直しに関すること

#### (3) 容器包装プラスチックリサイクルの検討に関すること

ごみ収集日の見直し（収集回数・祝日収集）を行うことは、市民生活への影響が大きく、単に収集回数を減らすことは、市民の理解を得るのが難しいものと考えられる。

また、容器包装プラスチックリサイクルの開始についても、現状の制度では、処理費が高額であることや分別が難しいことがある。

ごみ収集日の見直しにおいて、減らした可燃ごみの収集日を容器包装プラスチックの収集日に充てることで、市民生活への負担を減らすことができるものと考えられることから、ごみ収集日の見直し及び容器包装プラスチックリサイクルの検討は、同時に行うことが望ましい。

ただし、ごみ指定袋の料金見直しと、ごみ収集日の見直し及び容器包装プラスチックリサイクルの検討を同時に行うことは、市民への負担が大きくなることから、ごみ指定袋料金見直し後に検討を進めていくこと。

#### (4) 資源収集方法のあり方検討について

資源回収自治会事業は、地域ぐるみで実施することにより、市民のごみの減量化及び資源化に対する意識の向上に繋がるとともに、地域コミュニティの活性化及び協働の推進にも寄与していることから、今後も継続を基本とし、活動団体の増加に努めていくこと。

## 4.2 令和元年度の検討内容

### (1) 今後のごみ指定袋料金の見直しに関する検討

本市のごみの減量化等の現状は、1人1日当たりのごみ総排出量については減少傾向にありますが、家庭から排出される家庭系ごみの排出量（※資源回収量を除く）は、横ばい傾向となっています。

また、自治会資源回収等の資源回収量については、減少傾向にあり、自治会資源回収等を含めた再資源化率も減少傾向となっています。

国及び県では、家庭から排出される家庭系ごみの排出量に数値目標を掲げており、県は、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量について、令和2年度には500g以下とする目標を定めていますが、本市では、557g（平成30年度実績）となっています。

再資源化率についても、県では30%以上（本市：31.5%※令和元年度目標）を数値目標に掲げていますが、本市では、25.6%（平成30年度実績）となっています。

このようなことから、更なるごみの減量化・資源化を推進していく必要があります。

また、本市は、ごみ指定袋制度を実施している県内36市町村のうち、ごみ処理経費の一部負担額（ごみ指定袋料金）等が最も安く、県内平均値と比較しても半額以下となっており、ごみ排出量に応じたごみ処理経費の一部負担の適正化を図る必要があります。

このような中で、ごみ指定袋料金については、平成13年度の制度創設以来、料金の見直しが行われていないことや、更なるごみの減量化・資源化を推進していくため、ごみ指定袋料金の見直しを検討します。

### (2) ごみ処理手数料の料金体系

現在、本市は、ごみの排出量に応じて排出者が一定の手数料を負担する「排出量単純比例型」という方式をとっています。

これは、ごみ処理経費の一部をごみ処理手数料として支払うことで負担を求めています。

平成25年4月に環境省が示した「一般廃棄物処理有料化の手引き」には、最も簡便で住民にわかりやすい方式と記載されており、全国のごみ有料化制度実施団体の約90%が採用しており、千葉県でもほとんどの市町村が採用しています。

ごみ処理手数料の見直しにあたっての料金体系については、これまでと同様の「排出量単純比例型」方式を中心に検討していきます。

## 5 今後の進め方

これまでの廃棄物減量等推進審議会の検討結果を踏まえ、ごみ処理体制の見直しに関する3つの検討事項のうち、ごみ処理手数料の見直しについて、目指す料金等に関し、検討してまいります。

なお、見直しを行うごみ処理手数料とは、家庭用ごみ処理手数料（ごみ指定袋料金）であり、ここでは、ごみ指定袋料金について検討するものです。

### ◆ごみ処理手数料の種類

- |               |  |
|---------------|--|
| 家庭系ごみ処理手数料・・・ | <u>ごみ指定袋の販売（ごみステーション収集）</u><br>粗大ごみ処理券（粗大ごみ戸別収集）<br>窓口現金払い（クリーンセンター直接搬入） |
| 事業系ごみ処理手数料・・・ | 市一般廃棄物収集運搬許可業者による収集<br>窓口現金払い（クリーンセンター直接搬入）                              |

## 6 ごみ指定袋料金の算定について

### (1) ごみ指定袋制度の目的

ごみ処理における料金負担の目的は次の3点が挙げられます。

#### ◆ 排出抑制や再生利用の推進

資源物の分別など、費用負担を軽減するための動機付けとなり、資源回収量の増加が期待できる。

#### ◆ 公平性の確保

排出量の多い市民と少ない市民とでサービスに応じた費用負担に差がつかないため、排出量に応じた手数料を徴収することで、より費用負担の公平性が確保される。

#### ◆ 市民の意識向上

廃棄物の発生が少ない商品を選択することや、不要不急の商品購入を抑制することなど、廃棄物の発生を抑制する意識が高まることが期待できる。

県内では、54市町村中36市町村が指定袋によるごみ処理手数料の徴収を実施しています。

### (2) 本市の現在の料金について（平成13年度開始）

本市の現在の各種ごみ指定袋の料金（手数料）と算定根拠は次のとおり  
なお、ここでの算定根拠は制度開始当初のものです。



本市のごみ指定袋の手数料：排出量単純比例型

| 取扱区分              | 単位  | 手数料   | 販売価格     |
|-------------------|-----|-------|----------|
| 燃せるごみ<br>燃せないごみ共通 | 20ℓ | 11円/枚 | 110円/10枚 |
|                   | 30ℓ | 13円/枚 | 130円/10枚 |
|                   | 40ℓ | 16円/枚 | 160円/10枚 |

手数料の算定根拠

| 容量  | 処理経費負担分 | 袋製造原価 | 販売手数料 | 合計     | 袋価格 |
|-----|---------|-------|-------|--------|-----|
| 20ℓ | 2.08円   | 5.0円  | 3.0円  | 10.08円 | 11円 |
| 30ℓ | 3.12円   | 6.5円  | 3.0円  | 12.62円 | 13円 |
| 40ℓ | 4.16円   | 8.5円  | 3.0円  | 15.66円 | 16円 |

・平成12年度のごみ処理にかかった経費（ごみ処理経費）をkg単位で算出  
→約26,000円/t = 26円/kg

・比重率（重量換算率）を0.20に設定

※比重率：指定袋の容積を重量に換算するための定数

$$40\ell \times 0.20 = 8\text{kg} \quad 30\ell \times 0.20 = 6\text{kg} \quad 20\ell \times 0.20 = 4\text{kg}$$

・ごみ処理経費にかかる市民の負担割合を2%として処理経費負担分を算出し、その額に袋製造原価と販売手数料を加えた額を袋単価としました。

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 処理経費負担分 | = 処理経費 × 市民の負担割合 × 指定袋の容量 × 比重率     |
|         | = 26 (円/kg) × 2% × 40ℓ × 0.2 (kg/ℓ) |
|         | = 4.16円 (40ℓの場合)                    |
| 袋価格     | = 処理経費負担分 + 袋製造原価 + 販売手数料           |

※実際に市民は原価及び販売手数料の加算された袋の購入により負担するため、実際の負担割合は、【袋代 ÷ (ごみ処理経費 × 袋容量 × 比重率) × 100】  
16 ÷ (26 × 40 × 0.2) × 100 = 7.7%と算出できる。

(3) 本市の現在のごみ処理経費に対するごみ指定袋料金の負担割合

40L袋について、平成30年度データを基に以下のとおり算出

| ①ごみ処理経費の計算 |  |
|------------|--|
| 【ごみ処理経費】   | = 【ごみ処理事業費】 - 【建設・改良費】<br>- 【ごみ指定袋売却を除く歳入】 + 【人件費】 |
| ごみ処理事業費    | 972,616千円  |
| 建設・改良費     | 44,400千円   |
| ごみ指定袋を除く歳入 | 150,143千円 (手数料、売却代、弁償金)                            |
| 人件費 (5人)   | 41,000千円 (使用料及び手数料等の見直しに関する基本方針)                   |
| 【ごみ処理経費】   | 819,073千円  |

## ②ごみ処理単価の計算

【ごみ処理単価】＝【①ごみ処理経費（千円）】÷【ごみ排出量（トン）】

ごみ排出量 21,624 トン

【ごみ処理単価】 38 円/kg

## ③1袋あたりのごみ処理経費の計算

【1袋あたりのごみ処理経費】＝【②ごみ処理単価】×【40L 指定袋の平均重量】

40L 指定袋の平均重量 5.6kg (H30 ごみ質分析 0.14kg/L)

【1袋あたりのごみ処理経費】 約 213 円

## ④負担割合の計算

【負担割合（％）】＝（【40L 指定袋料金】÷【③1袋あたりのごみ処理経費】）  
×100

40L 指定袋 一枚 16 円

【負担割合】 約 7.5%

## (4) ごみの減量化に向けた指定袋料金改定の考え方

近隣市では、料金設定時にごみ処理経費に対するごみ指定袋手数料負担率を10%～20%で検討及び改定しています。

また、近隣市で実際に導入している料金は、大袋において1リットル当たり1円となっており、本市の現行で最大の容量である40リットルでは40円に相当します。

なお、1リットル当たり1円という料金設定は、東洋大学山谷修作教授の「手数料水準と家庭ごみ排出原単位の減量効果」（出典：山谷修作ホームページ 家庭ごみ有料化155市のごみ減量効果（2018年6月））によると、ごみ袋を1枚当たり30円台、40円台とした場合の平均減量率は、導入翌年度が約12%、導入5年目で約14%であり、1枚当たり10～20円台とした場合の導入翌年度の約5%、5年目の約7%比較し、約7%の減量が期待できます。

現行の負担割合から近隣市と同程度の範囲で負担割合を設定した場合の価格及び増加率、及び1リットル1円として価格を設定した場合の負担割合及び増加率について、次の通り示します。

負担割合毎の指定袋価格（40L\_\_1枚）

| 負担割合     | 7.5% | 10%  | 15% | 18.75% | 20%  |
|----------|------|------|-----|--------|------|
| 価格       | 16円  | 21円  | 32円 | 40円    | 42円  |
| 現行からの増加率 | —    | 1.3倍 | 2倍  | 2.5倍   | 2.6倍 |
| 備考       | 現行   |      |     | 近隣3市   |      |

以上の状況を基に、本市として手数料の見直しについて、段階的に進められるか、また、どの程度の割合で市民に負担を求めていくのか、検討してまいります。

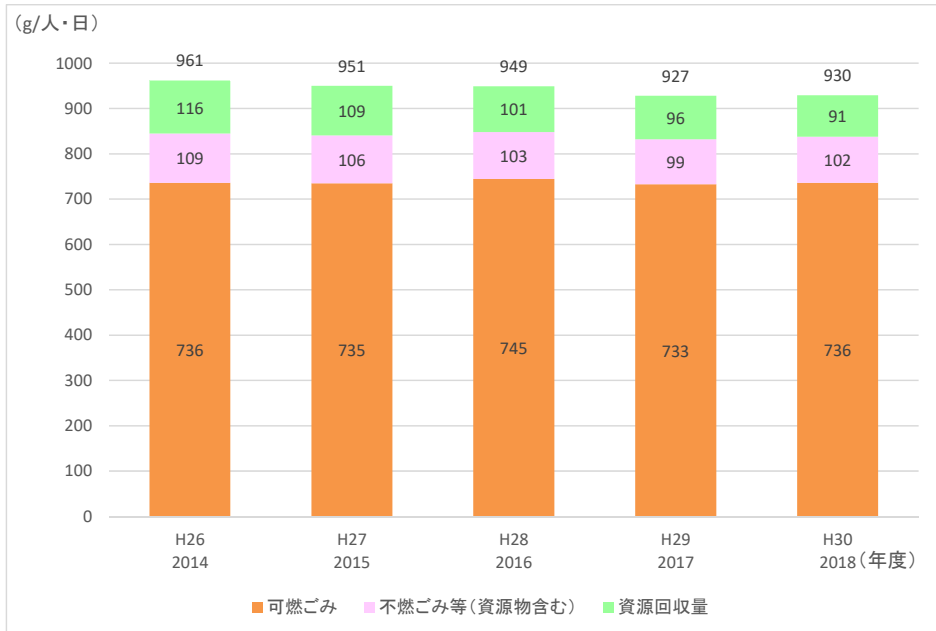
## 7 改定時期について

本事業（ごみ収集制度の総合的な見直し）は第1期実施計画に位置付けており、当初の予定では、令和2年度に検討し、令和3年度に見直しを図ることとしていましたが、新型コロナウイルス感染症等による経済状況や市民生活の影響などを踏まえ、見直しをする時期については慎重に判断していく必要があるため、今後、廃棄物減量等推進審議会での意見を踏まえ、市で検討します。

また、ごみ指定袋料金の改定にあたっては指定袋の大きさ、新たなごみ収集サービス等について併せて検討を進めます。

◇ 資料

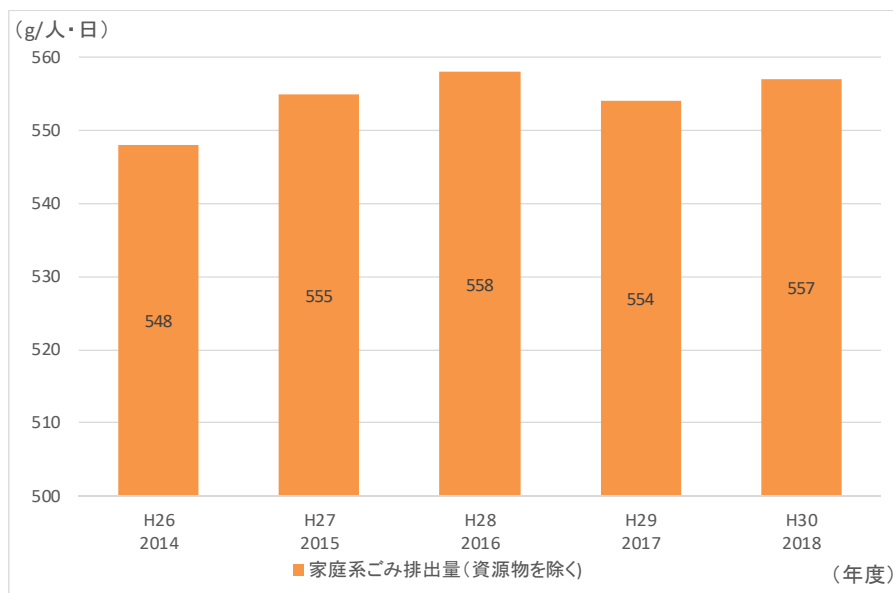
資料1 1人1日当たりのごみ総排出量の推移



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図1 1人1日当たりのごみ総排出量

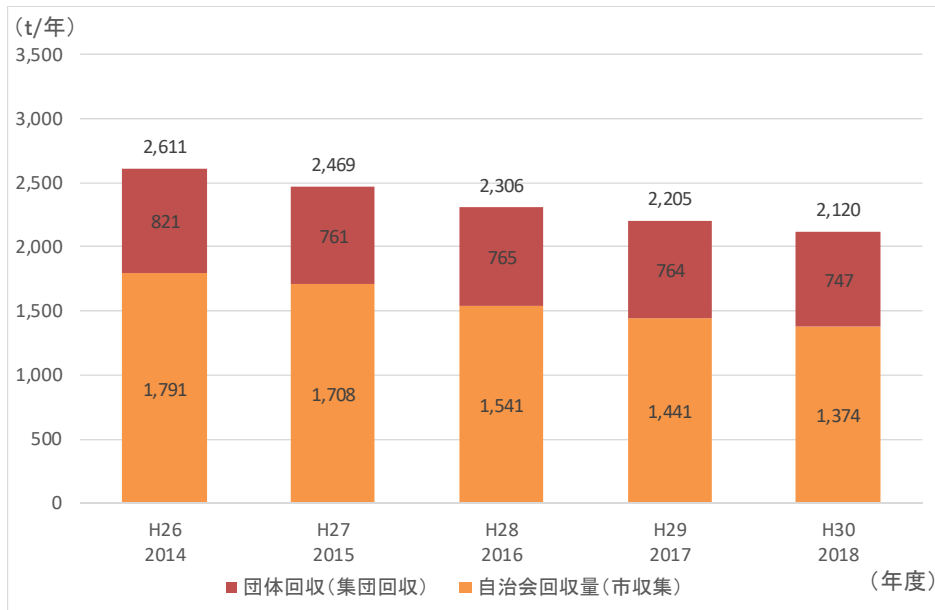
資料2 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移（資源ごみを除く）



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図2 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）

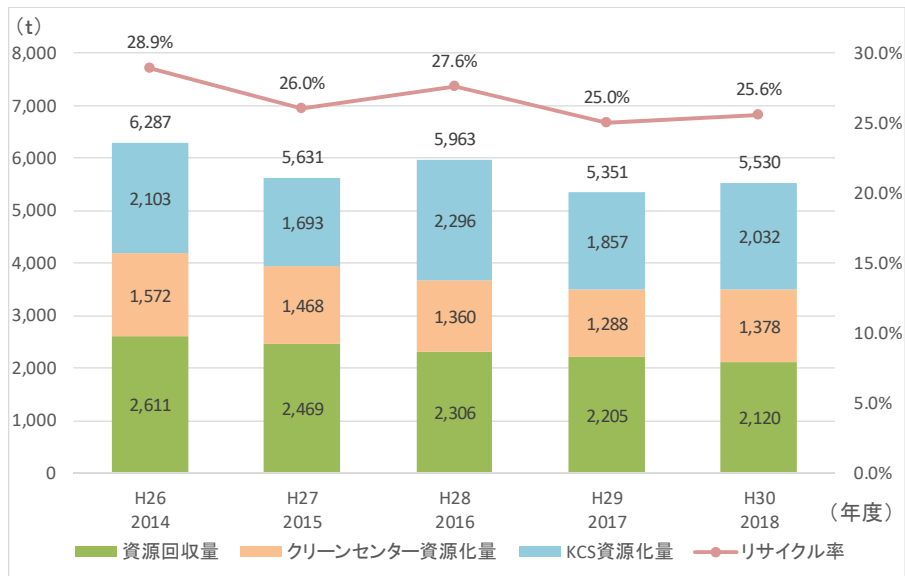
### 資料3 資源回収量の推移



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図3 資源回収量

### 資料4 再資源化量と再資源化率の推移



※年間値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計と合わないところがあります。

図4 資源化量と資源化率

### 資料5 国、県の目標との比較

|                    |        |        |       |
|--------------------|--------|--------|-------|
|                    | 国目標    | 県目標    | 市実績   |
| 一人1日あたり<br>家庭ごみ排出量 | 500g以下 | 500g以下 | 557g  |
| 再資源化率              | 27%以上  | 30%以上  | 25.6% |

#### 資料6 近隣市のごみ指定袋の手数料

| 可燃  | 木更津 | 君津  | 富津  | 袖ヶ浦 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 20ℓ | 20円 | 20円 | 20円 | 11円 |
| 30ℓ | 30円 | 30円 | 30円 | 13円 |
| 40ℓ | -   | 40円 | -   | 16円 |
| 45ℓ | 45円 | -   | -   | -   |
| 不燃  | 木更津 | 君津  | 富津  | 袖ヶ浦 |
| 20ℓ | 20円 | 20円 | -   | 11円 |
| 30ℓ | 30円 | 30円 | 15円 | 13円 |
| 40ℓ | -   | 40円 | -   | 16円 |
| 45ℓ | 45円 | -   | -   | -   |

#### 資料7 近隣市のごみ指定袋の手数料の算定方法

##### (1) 木更津市の場合：排出量単純比例型 ※平成16年度開始

- ① ごみ処理費用の合計（平成11年～13年）（注1）
- ② ごみ処理経費にかかる歳入の合計額（平成11年～13年）
- ③ ごみ処理量の合計（平成11年～13年）

（注1）ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分までのごみ処理経費全て。

$$(\text{①} - \text{②}) \div \text{③} = 27.47 \div 27 \text{円/kg}$$

ごみ比重率を「0.20」に設定し、袋当たりの容量を算出。

指定袋20ℓ×0.20=4kg、指定袋30ℓ×0.20=6kg

指定袋45ℓ×0.20=9kg となる。

各ごみ袋にかかるごみ処理経費は

20ℓ=4kg×27円=108円、30ℓ=6kg×27円=162円

45ℓ=9kg×27円=243円 となる。

市民（排出者）負担割合を「20%」とし、

20ℓの指定袋料金=108円×20%≒21円≒20円/枚

$$300\text{の指定袋料金} = 162\text{円} \times 20\% \div 32\text{円} \div 30\text{円/枚}$$

$$400\text{の指定袋料金} = 243\text{円} \times 20\% \div 48\text{円} \div 45\text{円/枚}$$

**(2) 富津市の場合：排出量単純比例型 平成23年度に見直し**

- ① 平成17年から19年度の「可燃ごみ」の処理経費の平均値
- ② 平成17年から19年度の「可燃ごみ」の処理量の平均値
- ③ 1kgあたりのごみ処理経費

$$\text{①} \div \text{②} = \text{③} \div 42.1\text{円/kg}$$

ごみの比重率を「0.24」と設定。 ※見直し前から比重率は「0.24」

可燃ごみ 300/1袋あたりの重量

$$= 0.24/0 \times 300 = (D) 7.20\text{kg}$$

1袋あたりの処理 =  $42.1\text{円/kg} \times 7.20\text{kg} = 303.12\text{円/袋}$   
(可燃ごみ300)

「可燃ごみ 300」1袋あたりの処理単価：303.12円/袋

を計算の基礎として、市民（排出者）の負担割合を10%とし、

$$300\text{の指定袋料金} = 303.12\text{円/袋} \times 10\% \div 30\text{円/袋}$$

$$200\text{の指定袋料金} = 30\text{円} / 300\text{指定袋} \div 300 \times 200 = 20\text{円/袋}$$

**(3) 君津市の場合：排出量単純比例型 ※平成28年度に見直し**

- ① 平成23年度のごみ処理経費 ÷ 23年度ごみ排出量 = 約47円/kg
- ② 400の指定袋の平均重量 = 5.7kg ※組成分析による
- ③ 400あたりのごみ処理経費 =  $5.7\text{kg} \times 47\text{円} = \text{約}268\text{円}$
- ④ 平成23年度県内のごみ処理経費にかかる歳入額の平均割合 = 18%

$$268\text{円} \times 18\% = 48.24\text{円} \div 48\text{円} \text{ (400あたりの負担額)}$$

$$48\text{円} \div 400 = 1.2\text{円} \text{ (10あたりの負担額)}$$

木更津市、富津市の10あたりの単価が1円であったため、1円とした。

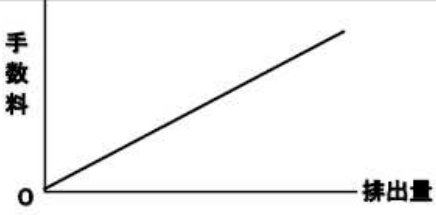
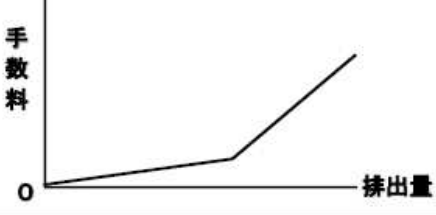
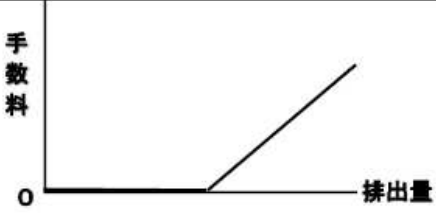
$$200\text{の指定袋料金} = 1\text{円/0} \times 200 = 20\text{円/枚}$$

$$300\text{の指定袋料金} = 1\text{円/0} \times 300 = 30\text{円/枚}$$

$$400\text{の指定袋料金} = 1\text{円/0} \times 400 = 40\text{円/枚}$$

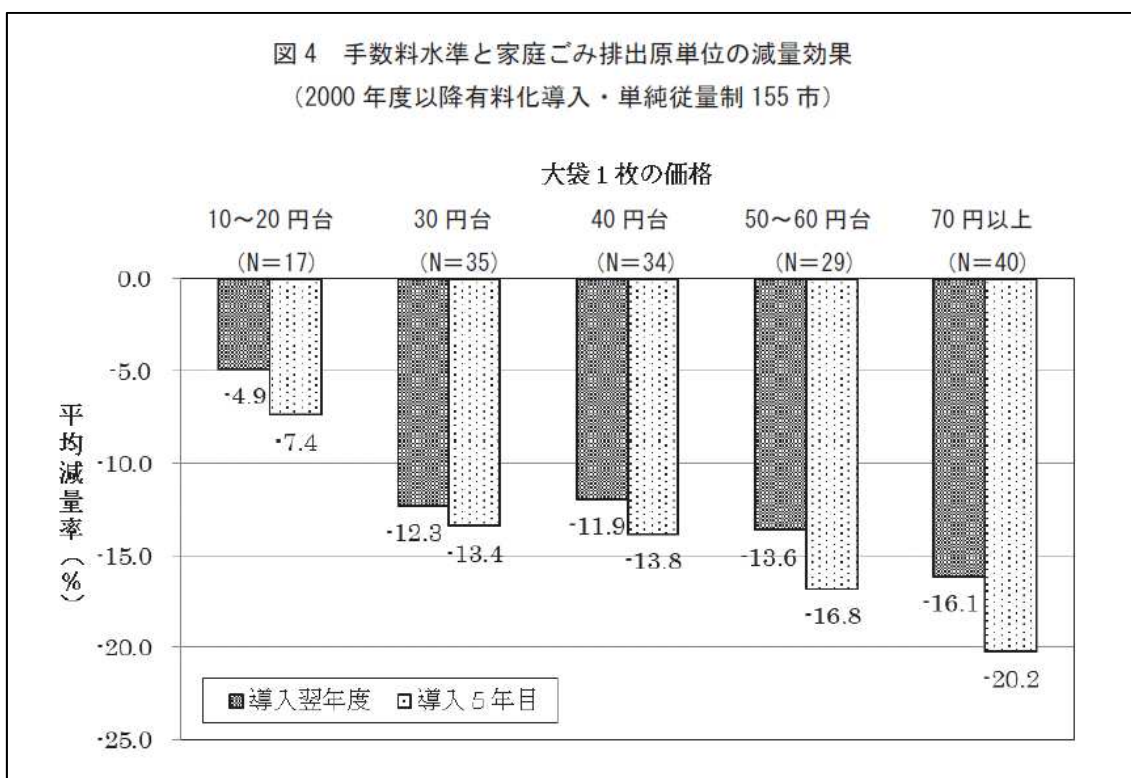
資料8 ごみ処理手数料の料金体系

【手数料の料金体系】

|             | 料金体系の仕組み   | 利点  | 欠点   |
|-------------|--|---|--|
| ① 排出量単純比例型  | <p>排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。</p>                | <p>制度が単純で分かりやすい。</p> <p>排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。</p> | <p>料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。</p>  |
|             | 千葉県内の実施団体: 35市町村   |   |  |
| ② 排出量多段階比例型 | <p>排出量に応じて、排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。</p>  | <p>排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる。</p>                  | <p>排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。</p>  |
|             | 千葉県内の実施団体: 0市町村  |   |  |
| ③ 一定量無料型    | <p>排出量が一定となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。</p>            | <p>一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</p>                             | <p>費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ(動機付け)が働きにくい。</p> <p>排出者毎の排出量を把握するための費用が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</p> |
|             | 千葉県内の実施団体: 1市町村(野田市)   |   |  |



資料9 手数料水準と家庭ごみ排出原単位の減量効果



出典：山谷修作ホームページ 家庭ごみ有料化155市のごみ減量効果  
(2018年6月)

ごみ減量化推進事業について

この資料は、令和元年 7 月 26 日に開催した  
令和元年度第 1 回廃棄物減量等推進審議会の  
資料の抜粋です

## 1 平成28年度の1人1日あたりのごみ総排出量

|        | 袖ヶ浦市 | 木更津市   | 君津市  | 富津市    | 千葉県平均 | 全国平均 |
|--------|------|--------|------|--------|-------|------|
| ごみ総排出量 | 949g | 1,142g | 932g | 1,056g | 925g  | 925g |

## 2 袖ヶ浦市のごみ指定袋(容量、料金は燃せるごみ・燃せないごみ共通)

| 容量  | 料金    | 1Lあたりの料金 |
|-----|-------|----------|
| 20L | 11円/枚 | 0.55円    |
| 30L | 13円/枚 | 0.43円    |
| 40L | 16円/枚 | 0.40円    |

## 3 千葉県内でごみ処理手数料を徴収している市町村のごみ指定袋1Lあたりの料金

| No. | 市町村名  | 1Lあたりのごみ袋代 | No. | 市町村名 | 1Lあたりのごみ袋代  |
|-----|-------|------------|-----|------|-------------|
| 1   | 袖ヶ浦市  | 0.40       | 19  | 鴨川市  | 1.11        |
| 2   | 八千代市  | 0.60       | 20  | 南房総市 | 1.16        |
| 3   | 香取市   | 0.75       | 21  | 鋸南町  | 1.16        |
| 4   | 東庄町   | 0.75       | 22  | 山武市  | 1.33        |
| 5   | 大網白里市 | 0.78       | 23  | 館山市  | 1.33        |
| 6   | 九十九里町 | 0.78       | 24  | 芝山町  | 1.33        |
| 7   | 東金市   | 0.78       | 25  | 横芝光町 | 1.33        |
| 8   | 神崎町   | 0.78       | 26  | 多古町  | 1.33        |
| 9   | 千葉市   | 0.80       | 27  | 匝瑳市  | 1.33        |
| 10  | 君津市   | 1.00       | 28  | 旭市   | 1.50        |
| 11  | 木更津市  | 1.00       | 29  | 睦沢町  | 1.63        |
| 12  | 富津市   | 1.00       | 30  | 長南町  | 1.63        |
| 13  | 勝浦市   | 1.00       | 31  | 茂原市  | 1.63        |
| 14  | 栄町    | 1.04       | 32  | 長生村  | 1.63        |
| 15  | 銚子市   | 1.04       | 33  | 長柄町  | 1.63        |
| 16  | 御宿町   | 1.11       | 34  | 白子町  | 1.63        |
| 17  | 大多喜町  | 1.11       | 35  | 一宮町  | 1.63        |
| 18  | いすみ市  | 1.11       | 36  | 野田市  | 超過従量制のため対象外 |

平均1.15円

※容量・種類ごとに1Lあたりの金額が違う市町村があるため、各市とも最大の容量の可燃ごみ袋を参考にしています

※指定袋の料金体系は、野田市以外の単純比例制(排出時に1袋〇〇円の袋を購入する)、野田市の超過従量制(年に〇〇枚の無料袋を配布し、超過した分は高額なごみ袋を購入する)となっています。

## 4 直近でごみ指定袋の料金改定を行った市町村の状況(富津市、2倍の値上げ)

|                   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1人1日あたりのごみ総排出量(g) | 1,139 | 1,148 | 1,104 | 1,092 | 1,060 | 1,071 | 1,063 | 1,056 |
| 指定袋の料金(1Lあたり・円)   | 0.50  | 0.50  | 1.00  | 1.00  | 1.00  | 1.00  | 1.00  | 1.00  |
| 改定前(H22)との比較(%)   | -     | -     | 96.2  | 95.1  | 92.3  | 93.3  | 92.6  | 92.0  |

## 5 直近でごみ指定袋の料金改定を行った市町村の状況(銚子市、約1.5倍の値上げ)

|                   | H26   | H27   | H28   |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 1人1日あたりのごみ総排出量(g) | 1,288 | 1,144 | 1,100 |
| 指定袋の料金(1Lあたり・円)   | 0.68  | 0.68  | 1.04  |
| 改定前(H27)との比較(%)   | -     | -     | 96.2  |

## 6 その他直近で料金改定・有料化制度導入を行った市町村

| 市町村名    | 概要   |
|---------|--|
| 館山市     | 平成29年4月1日より、1Lあたり1.11円から1.33円に改定。他に10、20L袋を廃止し、15、30L袋を新設  |
| 君津市     | 平成28年4月1日より、超過従量制(無料可燃袋90枚(1人世帯は20L、2~4人世帯は30L、5人以上の世帯は40L)・無料不燃袋20枚を配布、超過分は1Lあたり4.5円で購入)から単純比例制(1Lあたり1円)に改定 |
| 香取市・東庄町 | 平成28年12月1日より、1Lあたり1.28円から0.75円に改定。他に20、30L袋を廃止し、25L袋を新設  |
| 千葉市     | 平成26年2月1日より、1Lあたり0.8円の有料化制度を導入   |

## 県内市町村 指定袋料金一覧

有料指定袋制:○ 無料・認定指定袋制:△ 指定袋制無し:×

平成30年7月調査

| No | 自治体名 | 可燃ごみ   | 不燃ごみ  | 資源物  | 粗大ごみ  | 備考  |
|----|------|--|---|--|---|---|
| 1  | 千葉市  | ○<br>10L:8円<br>20L:16円<br>30L:24円<br>45L:36円   | ○<br>10L:8円<br>20L:16円                                    | ×  | 270円/10kg   | 370円、750円、<br>1120円、1500円<br>平成26年2月1日有料化開始   |
| 2  | 銚子市  | ○<br>15L:17.7円<br>20L:22.6円<br>30L:31.9円<br>45L:46.6円                                      | ○<br>45L:46.6円  | ○<br>ビン・缶・PET・容プラ<br>20L:10.3円<br>45L:18.7円                | 59円/10kg  | 許可業者利用のみ<br>平成16年10月有料化開始<br>平成28年4月1日値上げ改正<br>※可燃20Lは在庫終了次第廃止  |
| 5  | 館山市  | ○<br>15L:20円<br>30L:40円<br>45L:60円   | ×   | ×  | 可燃 30kg未満:無料<br>30kg:150円<br>30kg以上:50円/10kg加算<br>110kg以上:150円/10kg加算<br>不燃 50kg未満:無料<br>50kg:1570円<br>50kg以上:520円/50kg加算 | 500円<br>平成29年度より、<br>指定袋の料金・サイズ改訂   |
| 6  | 木更津市 | ○<br>20L:20円<br>30L:30円<br>45L:45円   | ○<br>20L:20円<br>30L:30円<br>45L:45円                        | △<br>びん・缶・PET・容プラ<br>20L、30L、45L                           | 130円/20kg   | 800円  |
| 8  | 野田市  | ○<br>無料券配布後、<br>不足分は購入<br>20L:85円<br>30L:125円<br>40L:170円                                  | ○<br>無料券配布後、<br>不足分は購入<br>20L:85円<br>30L:125円<br>40L:170円 | ×  | 135円/10kg   | 540円<br>無料券は可燃・不燃合計で年120枚<br>資源物は、全て本市の自治会回収と同<br>様の方法で回収   |
| 9  | 茂原市  | ○<br>20L:35円<br>30L:50円<br>40L:65円   | △<br>約30L、約40L  | ×  | 340.2円/20kg<br>小数点以下切り捨て  | 集積所で無料収集<br>長生郡7市町村共通   |
| 12 | 東金市  | ○<br>20L:15円<br>30L:25円<br>45L:35円   | △<br>30L  | △<br>缶・ビン・ペットボトル<br>30L                                    | 100円/10kg   | 150円<br>300円<br>450円<br>600円<br>平成20年7月1日から可燃ごみ有料化<br>不燃ごみ・資源物共通指定袋<br>東金市外三市町清掃組合(粗大のみ共<br>通)                  |
| 13 | 旭市   | ○<br>15L:25円<br>30L:45円  | ○<br>40L:45円  | ○<br>缶 40L:25円<br>ビン 30L:25円<br>PET 45L:25円<br>容プラ 45L:25円 | 100kg未満:100円/10kg<br>100kg:1500円<br>100kg以上:150円/10kg加算<br>※資源物については、100kg以上でも<br>100円/10kg                               | 許可業者利用のみ  |
| 16 | 勝浦市  | ○<br>20L:20円<br>30L:30円<br>40L:40円<br>製造費込みの販売<br>金額はおおよそ<br>20L:37円<br>30L:52円<br>40L:67円 | △<br>30L、45L  | △<br>缶・PET・容プラ<br>・その他プラ<br>30L、45L                        | 60円/10kg  | 500円<br>・指定袋代は処理手数料+製造費<br>製造業者から販売店に直に納品されて<br>いるため、販売店ごとに製造費が異な<br>り、販売額が異なる。<br>・不燃ごみ・資源物共通指定袋<br>・可燃性粗大のみ有料 |

資料2

| No        | 自治体名                    | 可燃ごみ   | 不燃ごみ                               | 資源物  | 粗大ごみ  | 備考  |
|-----------|-------------------------|--|------------------------------------|--|---|---|
| 19        | 八千代市                    | ○<br>10L:8.5円<br>20L:12円<br>30L:18円<br>40L:24円                         | ○ 20L:12円                          | ×  | 150円/点<br>300円/点  | 300円<br>600円  |
| 21        | 鴨川市                     | ○<br>20L:20円<br>45L:50円<br>袋代込みの販売金額はおよそ<br>20L:27~30円<br>40L:61.5~67円 | △ 20L                              | △<br>缶・ビン・PET・乾電池・有害ごみ<br>20L、45L                                | 【可燃ごみ】<br>50円/10kg<br>100kg以上:120円/10kg加算<br>【破碎を要するごみ】<br>70円/10kg<br>100kg以上:120円/10kg加算<br>【粗大ごみ】<br>70円/10kg<br>(1点500円を上限) | 500円<br>指定袋代は製造業者の自由価格であり、下記価格はごみ処理手数料のみ            |
| 23        | 君津市                     | ○<br>20L:20円<br>30L:30円<br>40L:40円                                     | ○<br>20L:20円<br>30L:30円<br>40L:40円 | ×  | 430円/点  | 860円<br>H28.4.1より超過量従量制から変更                         |
| 24        | 富津市                     | ○<br>20L:20円<br>30L:30円  | ○ 30L:15円                          | ○<br>びん・缶・PET<br>30L:15円<br>容プラ<br>45L:15円                       | 90円/kg  | 800円  |
| 27        | 袖ヶ浦市                    | ○<br>20L:11円<br>30L:13円<br>40L:16円                                     | ○<br>20L:11円<br>30L:13円<br>40L:16円 | ×  | 100円/10kg   | 500円、1000円  |
| 32        | 南房総市                    | ○<br>10L:16円<br>20L:31円<br>30L:42円<br>45L:52円                          | ×                                  | ×  | 20kg以下:無料<br>20kg以上100kg以下:51円/10kg<br>100kg以上:154円/10kg  | 566円/点<br>鋸南地区環境衛生組合                                |
| 33        | 匝瑳市                     | ○<br>15L:20円<br>30L:40円  | ○ 40L:40円                          | ○<br>缶・びん・PET・容プラ・衣類・金属類・ガラス類<br>20L:10円<br>40L:20円<br>紙 シール:20円 | 400円/100kg  | 基本料金 2000円<br>従量料金 400円/100kg<br>匝瑳市ほか二町環境衛生組合      |
| 34        | 香取市                     | ○<br>25L:20円<br>40L:30円  | △ 40L                              | △<br>びん・缶 40L、20L<br>PET 40L                                     | 可燃 100kg以上:100円/10kg<br>不燃 100kg以上:200円/10kg  | 集積所で無料収集<br>H28.12.1より指定袋値下げ                        |
| 35<br>(1) | 山武市<br>(成東地域)           | ○<br>10L:20円<br>30L:40円  | ○<br>金属・ガラス<br>19L:30円             | ○<br>缶・びん 19L:30円<br>ペットボトル 37L:20円                              | 100円/10kg   | 150円<br>300円<br>450円<br>600円<br>東金市外三市町清掃組合(粗大のみ共通) |
| 35<br>(2) | 山武市<br>(山武地域・松尾地域・蓮沼地域) | ○<br>22L:30円<br>30L:40円  | ○ 35L:20円                          | ○<br>缶・びん・衣類・その他布・雑誌・新聞・ペットボトル・紙パック・白色トレイ・段ボール 35L:20円           | 100円/10kg   | 200円<br>山武郡市環境衛生組合                                  |
| 36        | いすみ市                    | ○<br>20L:30円<br>45L:50円  | ○                                  | 不燃・缶・びん・ペットボトル<br>20L:10円<br>45L:20円                             | 20円/kg  | 30円/kg<br>H28.10より不燃ごみと資源物は共通袋<br>H28.10より粗大ごみ値上げ   |

資料2

| No | 自治体名           | 可燃ごみ                                  | 不燃ごみ                             | 資源物   | 粗大ごみ   | 備考  |
|----|----------------|---------------------------------------|----------------------------------|---|--|---|
| 37 | 大網白里市          | ○<br>20L: 15円<br>30L: 25円<br>45L: 35円 | △<br>ビン・ガラス・カン・ペットボトル・金属類<br>30L |   | 100円/10kg<br>150円<br>300円<br>450円<br>600円      | 東金市外三市町清掃組合(粗大のみ共通)                           |
| 39 | 栄町             | ○<br>15L: 16円<br>25L: 26円<br>45L: 47円 | ○<br>15L: 16円<br>30L: 31円        | ○<br>缶・びん・PET・プラ・布<br>15L: 10円<br>30L: 15円<br>40L: 20円<br>紙類 シール: 20円 | 無料<br>110円、330円<br>550円、770円                   | 印西地区環境整備事業組合<br>※有料化は処理手数料ではなく、収集運搬量としてやっている。 |
| 40 | 神崎町            | ○<br>45L: 35円                         | ○<br>45L: 35円                    | ○<br>びん・缶・PET<br>45L: 35円   | 可燃 100kg以上: 100円/10kg<br>不燃 100kg以上: 200円/10kg | 許可業者利用のみ                                      |
| 41 | 多古町            | ○<br>15L: 20円<br>30L: 40円             | ○<br>40L: 40円                    | ○<br>缶・びん・PET・容プラ・衣類・金属類・ガラス類<br>20L: 10円<br>40L: 20円<br>紙 シール: 20円   | 400円/100kg<br>基本料金 2000円<br>従量料金 400円/100kg    | 匝瑳市ほか二町環境衛生組合                                 |
| 42 | 東庄町            | ○<br>25L: 20円<br>40L: 30円             | △<br>40L                         | △<br>びん・缶 40L、20L<br>PET 40L  | 可燃 100kg以上: 100円/10kg<br>不燃 100kg以上: 200円/10kg | 許可業者利用のみ                                      |
| 43 | 九十九里町          | ○<br>30L: 25円<br>45L: 35円             | △<br>30L                         | △<br>30L  | 100円/10kg<br>150円<br>300円<br>450円<br>600円      | 東金市外三市町清掃組合(粗大のみ共通)                           |
| 44 | 芝山町            | ○<br>22L: 30円<br>30L: 40円             | ○<br>35L: 20円                    | ○<br>缶・びん・衣類・その他布・雑誌・新聞・ペットボトル・紙パック・白色トレイ・段ボール 35L: 20円               | 100円/10kg<br>200円                              | 山武郡市環境衛生組合                                    |
| 45 | 横芝光町<br>(横芝地域) | ○<br>22L: 30円<br>30L: 40円             | ○<br>35L: 20円                    | ○<br>缶・びん・衣類・その他布・雑誌・新聞・ペットボトル・紙パック・白色トレイ・段ボール 35L: 20円               | 100円/10kg<br>200円                              | 山武郡市環境衛生組合                                    |
|    | 横芝光町<br>(光地域)  | ○<br>15L: 20円<br>30L: 40円             | ○<br>40L: 40円                    | ○<br>缶・びん・PET・容プラ・衣類・金属類・ガラス類<br>20L: 10円<br>40L: 20円<br>紙 シール: 20円   | 400円/100kg<br>基本料金 2000円<br>従量料金 400円/100kg    | 匝瑳市ほか二町環境衛生組合                                 |
| 46 | 一宮町            | ○<br>20L: 35円<br>30L: 50円<br>40L: 65円 | △<br>約30L、約40L                   | ×   | 340.2円/20kg<br>小数点以下切り捨て                       | 集積所で無料収集                                      |
| 47 | 睦沢町            | ○<br>20L: 35円<br>30L: 50円<br>40L: 65円 | △<br>約30L、約40L                   | ×   | 340.2円/20kg<br>小数点以下切り捨て                       | 集積所で無料収集                                      |
| 48 | 長生村            | ○<br>20L: 35円<br>30L: 50円<br>40L: 65円 | △<br>約30L、約40L                   | ×   | 340.2円/20kg<br>小数点以下切り捨て                       | 集積所で無料収集                                      |
| 49 | 白子町            | ○<br>20L: 35円<br>30L: 50円<br>40L: 65円 | △<br>約30L、約40L                   | ×   | 340.2円/20kg<br>小数点以下切り捨て                       | 集積所で無料収集                                      |

資料2

| No | 自治体名 | 可燃ごみ  | 不燃ごみ           | 資源物                            | 粗大ごみ  |          | 備考                  |
|----|------|---|----------------|--------------------------------|---|----------|---------------------|
| 50 | 長柄町  | ○<br>20L: 35円<br>30L: 50円<br>40L: 65円             | △<br>約30L、約40L | ×                              | 340.2円/20kg<br>小数点以下切り捨て                                    | 集積所で無料収集 | 長生郡7市町村共通           |
| 51 | 長南町  | ○<br>20L: 35円<br>30L: 50円<br>40L: 65円             | △<br>約30L、約40L | ×                              | 340.2円/20kg<br>小数点以下切り捨て                                    | 集積所で無料収集 | 長生郡7市町村共通           |
| 52 | 大多喜町 | ○<br>30L: 30円<br>45L: 50円                         | ×              | ×                              | 20円/kg  | 集積所で無料収集 |                     |
| 53 | 御宿町  | ○<br>10L: 20円<br>20L: 30円<br>45L: 50円             | ○              | 10L: 5円<br>20L: 7円<br>45L: 15円 | 90円/kg  | 90円/kg   | H24.10より排出量単純比例型を実施 |
| 54 | 鋸南町  | ○<br>10L: 16円<br>20L: 31円<br>30L: 42円<br>45L: 52円 | ×              | ×                              | 20kg以下: 無料<br>20kg以上100kg以下: 51円/10kg<br>100kg以上: 154円/10kg | 566円     | 鋸南地区環境衛生組合          |

県内市町村 収集回数調査表

単位:回

| No | 自治体名       | 収集回数 |    |      |     |    |     |    |    |    |    | 収集方式      | 祝日収集 |
|----|------------|------|----|------|-----|----|-----|----|----|----|----|-----------|------|
|    |            | 資源以外 |    |      | 資源物 |    |     |    |    |    |    |           |      |
|    |            | 可燃   | 不燃 | 有害   | 瓶   | 缶  | PET | 容器 | 紙  | 布  | 家電 |           |      |
| 1  | 袖ヶ浦市       | 3    | 1  | 月1   | 1   | 1  | 1   | /  | 1  | 1  | 1  | ステーション方式  | ×    |
| 2  | 千葉市        | 2    | 月2 | 月2   | 1   | 1  | 1   | /  | 1  | 1  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 3  | 銚子市        | 2    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 月2  | 1  | 1  | /  | 月2 | ステーション方式  | ×    |
| 4  | 市川市        | 2    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 1   | 1  | 1  | 1  | 月2 | ステーション方式  | ○    |
| 5  | 船橋市        | 3    | 月1 | 月1   | 1   | 1  | 1   | /  | 1  | 1  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 6  | 館山市        | 2    | 月2 | 月2   | /   | /  | 月2  | 月2 | 月2 | /  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 7  | 木更津市       | 2    | 月2 | 月2   | 1   | 1  | 1   | 1  | 月2 | 月2 | /  | ステーション方式  | ×    |
| 8  | 松戸市        | 3    | 月1 | 1    | 1   | 1  | 1   | 1  | 1  | 1  | 1  | ステーション方式  | ○    |
| 9  | 野田市        | 2    | 1  | 1    | /   | /  | /   | /  | /  | /  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 10 | 茂原市        | 3    | 月1 | 月1   | 月2  | 月2 | 月2  | /  | 月2 | 月2 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 11 | 成田市        | 2    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 月2  | 月2 | 月2 | 月2 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 12 | 佐倉市        | 3    | 月2 | /    | 月2  | 月2 | /   | 1  | 1  | /  | 月2 | ステーション方式  | ○    |
| 13 | 東金市        | 3or5 | 月2 | 月1   | 月2  | 月2 | 月2  | /  | /  | /  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 14 | 旭市         | 2    | 月2 | 月2   | 1   | 1  | 1   | 1  | 1  | 1  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 15 | 習志野市       | 3    | 月2 | 月1   | 1   | 1  | 1   | /  | 1  | 1  | 月2 | ステーション方式  | ○    |
| 16 | 柏市         | 2    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 月2  | /  | 月2 | 月2 | 月2 | ステーション方式  | ○    |
| 17 | 勝浦市        | 2    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 月2  | 月2 | 月2 | 月2 | 月2 | ステーション方式  | ○    |
| 18 | 市原市        | 3    | 月1 | 月1   | 1   | 1  | 1   | /  | 1  | 1  | 月1 | ステーション方式  | ○    |
| 19 | 流山市        | 2    | 月2 | 月2   | /   | /  | 月2  | 1  | /  | /  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 20 | 八千代市       | 3    | 月2 | 月2   | 1   | 1  | 1   | /  | 1  | 1  | 月2 | ステーション方式  | ○    |
| 21 | 我孫子市       | 2    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 月2  | 1  | 1  | 1  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 22 | 鴨川市        | 2    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 月2  | 月2 | 月2 | 月2 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 23 | 鎌ヶ谷市       | 3    | 月2 | 月2   | 1   | 1  | 1   | 1  | 1  | 1  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 24 | 君津市        | 2    | 月1 | 月1   | 月2  | 月2 | 1   | 1  | 月2 | 月2 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 25 | 富津市        | 2    | 1  | 1    | 2   | 2  | 2   | 1  | 月2 | 月2 | 1  | ステーション方式  | ○    |
| 26 | 浦安市        | 3    | 月2 | 月2   | 1   | 1  | 1   | /  | 1  | /  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 27 | 四街道市       | 3    | 月1 | 月1   | 1   | 1  | 1   | 1  | 1  | 1  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 28 | 八街市        | 3    | 月1 | 月1   | 月1  | 月2 | 月2  | 月3 | 1  | 1  | 月1 | ステーション方式  | ×    |
| 29 | 印西市        | 2    | 月2 | 月2   | 1   | 1  | 1   | 1  | 1  | 1  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 30 | 白井市        | 2    | 月2 | 月2   | 1   | 1  | 1   | 1  | 1  | 1  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 31 | 富里市        | 3    | 月2 | 月1   | 月1  | 月1 | 月1  | /  | 月1 | /  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 32 | 南房総市       | 2    | 月1 | 月1   | 月2  | 月2 | 月2  | /  | 月2 | 月2 | 月1 | ステーション方式  | ○    |
| 33 | 匝瑳市        | 2    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 月2  | 月2 | 月2 | 月2 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 34 | 香取市        | 2    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 月2  | 1  | 月2 | 月2 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 35 | 山武市(成東地域)  | 2    | 月2 | 月2   | 1   | 1  | 1   | /  | /  | /  | 月2 | ステーション方式  | ○    |
| 36 | 山武市(上記以外)  | 2    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 月2  | 月2 | 月2 | 月2 | 月2 | ステーション方式  | ○    |
| 37 | いすみ市       | 3    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 月2  | /  | 月2 | 月2 | 月2 | ステーション方式  | ×    |
| 38 | 大網白里市      | 3    | 月1 | 年2・3 | 月1  | 月2 | 1   | /  | /  | /  | 月1 | ステーション方式  | ○    |
| 39 | 酒々井町       | 2    | 月1 | 月1   | 月2  | 月2 | /   | /  | /  | /  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 40 | 栄町         | 2    | 1  | 月1   | 1   | 1  | 1   | 1  | 1  | 1  | 1  | ステーション方式  | ○    |
| 41 | 神崎町        | 2    | 月1 | 月1   | 月1  | 月1 | 月1  | 1  | /  | /  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 42 | 多古町        | 2    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 月2  | 月2 | 月2 | 月2 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 43 | 東庄町        | 2    | 月2 | /    | 月2  | 月2 | /   | /  | /  | /  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 44 | 九十九里町      | 2    | 月1 | 年2   | 月1  | 月1 | 1   | /  | /  | /  | 月1 | その他(一部個別) | ○    |
| 45 | 芝山町        | 2    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 月2  | 月2 | 月2 | 月2 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 46 | 横芝光町(横芝地域) | 2    | 月2 | 年3   | 月2  | 月2 | 月2  | 月2 | 月2 | 月2 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 47 | 横芝光町(光地域)  | 2    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 月2  | 月2 | 月2 | 月2 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 48 | 一宮町        | 2    | 月2 | /    | /   | 月2 | 月2  | 1  | /  | /  | /  | ステーション方式  | ○    |
| 49 | 睦沢町        | 3    | 月1 | 年3   | 月1  | 月1 | 月2  | /  | 月1 | 月1 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 50 | 長生村        | 3    | 月1 | 年3   | 月1  | 月1 | 月1  | /  | 月1 | 月1 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 51 | 白子町        | 3    | 月1 | 年3   | 月1  | 月1 | 月1  | /  | 月1 | 月1 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 52 | 長柄町        | 3    | 月1 | 年3   | 月1  | 月1 | 月1  | /  | 月1 | 月1 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 53 | 長南町        | 3    | 月1 | 年3   | 月1  | 月1 | 月1  | /  | 月1 | 月1 | /  | ステーション方式  | ○    |
| 54 | 大多喜町       | 3    | 月1 | /    | 月1  | 月1 | 1   | 1  | 月1 | 月1 | 月1 | ステーション方式  | ×    |
| 55 | 御宿町        | 2    | 月2 | 月2   | 月2  | 月2 | 1   | /  | 1  | 1  | 月2 | ステーション方式  | ×    |
| 56 | 鋸南町        | 2    | 月1 | 月1   | 月2  | 月2 | 月2  | /  | 月2 | 月2 | 月1 | ステーション方式  | ×    |

集計表

単位:地区

|            | 週3回    |     | 週2回 |     | 週1回 |     | 月2回     |     | 月1回 |     | 回収なし |     | その他 |     |
|------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| 可燃ごみ       | 21     | 38% | 34  | 60% |     |     |         |     |     |     |      |     | 1   | 2%  |
| 不燃ごみ       |        |     |     |     | 4   | 7%  | 33      | 59% | 19  | 34% |      |     |     |     |
| 有害ごみ       |        |     |     |     | 3   | 5%  | 26      | 47% | 15  | 27% | 4    | 7%  | 8   | 14% |
| 瓶          |        |     | 1   | 2%  | 16  | 28% | 24      | 43% | 11  | 20% | 4    | 7%  |     |     |
| 缶          |        |     | 1   | 2%  | 14  | 25% | 27      | 48% | 9   | 16% | 3    | 5%  | 2   | 4%  |
| ペットボトル     |        |     | 1   | 2%  | 22  | 39% | 23      | 41% | 6   | 11% | 4    | 7%  |     |     |
| 容器包装プラスチック |        |     |     |     | 19  | 34% | 10      | 18% |     |     | 26   | 46% | 1   | 2%  |
| 紙          |        |     |     |     | 20  | 36% | 19      | 34% | 7   | 12% | 10   | 18% |     |     |
| 布          |        |     |     |     | 17  | 30% | 18      | 32% | 6   | 11% | 15   | 27% |     |     |
| 小型家電       |        |     |     |     | 4   | 7%  | 11      | 20% | 7   | 12% | 34   | 61% |     |     |
|            | 実施している |     |     |     |     |     | 実施していない |     |     |     |      |     |     |     |
| 祝日収集       | 48     |     | 86% |     | 8   |     | 14%     |     |     |     |      |     |     |     |




資源物収集方法比較表

|                 | ごみステーション収集  | 資源回収自治会事業   | 団体回収                |
|-----------------|---|---|---------------------|
| 回収頻度            | 週1回   | 週1回   | 団体による(1回~12回)       |
| 回収品目<br>(分け方)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラスびん</li> <li>・缶類</li> <li>・PETボトル</li> <li>・古布類</li> <li>・古紙</li> </ul> ※ガラスびんと缶類は同じ曜日に収集<br>※PETボトル、古布類、古紙は同じ曜日に収集 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラスびん(無色)</li> <li>・ガラスびん(茶色)</li> <li>・ガラスびん(その他の色)</li> <li>・アルミ缶</li> <li>・スチール缶</li> <li>・PETボトル</li> <li>・PETボトルキャップ</li> <li>・新聞紙</li> <li>・雑誌</li> <li>・段ボール</li> <li>・紙パック</li> <li>・雑がみ</li> <li>・古布類</li> <li>・廃食用油</li> </ul> ※全て同一の曜日 | 団体による               |
| 排出方法            | 透明な袋に入れるなど分別をして、ごみステーションに出す。  | 自治会が決めた回収場所に市がコンテナなどを配布。<br>廃棄物減量等推進員がコンテナを展開し、分別指導をする。<br>市民が分別して出す。   | 団体による               |
| 回収箇所数           | 約1,500箇所  | 約300箇所 ※114自治会  | 17団体                |
| 助成金             | —   | 4円/kg ※回収した自治会に助成   | 4円/kg ※回収した団体に助成    |
| 分別の主体           | 市民が分別後、市が磁選別、手選別  | 自治会   | 団体                  |
| 収集方法            | 市(ごみ収集委託3社)   | 市(資源物収集委託1社)  | 各団体と契約した資源物買取業者     |
| 売却益             | 市   | 市   | 団体                  |
| 特徴              | 分別があまり細かくないため排出し易い。<br>廃食用油とPETボトルキャップが出せない。  | 回収した自治会に助成金が入る。<br>分別指導のため、各自治会に1名ずつ廃棄物減量等推進員を配置している。<br>推進員の指導もあり、細かい分別をしており、また、資源物の状態がきれいなたため売却価格が高くなる。   | 売却益と助成金の両方が活動団体に入る。 |
| 回収量<br>(H29実績)  | 1043.29t  | 1441.49t  | 763.87t             |
| 助成金額<br>(H29実績) | —   | 5,738,016円  | 3,055,480円          |

## 容器包装プラスチックの対象品の例

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の定義では、「商品の容器及び包装(商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。)であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」が容器包装であるとなっています。容器包装プラスチックはこのうちプラスチック製のもので、リサイクルマークが付いたものが対象(一部リサイクルマークがないものもあります)となります。

リサイクルマーク 

|                         |     | 対象  | 対象外  |
|-------------------------|-----|---|--|
| 「容器」または「包装」に該当するか       | 項目  | 物を入れたり包んでいるもの   | 物を入れても包んでもいないもの  |
|                         | 対象品 | 1. 食料品を入れたトレイ<br>2. 乳製品を覆ったシュリンクパック<br>3. 乾電池等のシュリンクフィルム<br>4. 乾電池等のシュリンクフィルム(両端開放)<br>5. 表面積1/2超のラベル・テープ・ステッカー・シール<br>6. PETボトルの①キャップ②ボトル ③ラベル(分離可能)<br>7. PETボトルの①キャップ②ボトル③ラベル(分離不可能) | 1. 飲料用ストロー・弁当用のスプーン・フォーク<br>2. 表面積1/2以下のラベル・テープ・ステッカー・シール<br>3. キャンデーの棒  |
|                         | 項目  | 容器のフタ、キャップ、中フタ、シール状のフタ等   | 他の部分と一体となって、物を入れても包んでいないもの   |
|                         | 対象品 | 1. 住宅用洗剤等に付属するトリガー(引き金式ノズル)部分<br>2. ホームサイズシャンプー等に付属するポンプ部分<br>3. 食パン等の袋の口をとめるための留め具<br>4. 豆腐容器の上部のフィルム  | 1. にぎり寿司の中仕切り  |
|                         | 項目  | 中仕切り、台紙、緩衝剤等  |  |
| 商品の容器または包装か             | 対象品 | 1. 段ボール箱の中の緩衝材<br>2. 中仕切り<br>3. 箱に入っているパソコンのモニターフィルム<br>4. 袋に入っている靴下に付けられている厚紙やフック  |  |
|                         | 項目  | 中身が商品または商品の一部であるもの  | 中身が商品でないもの   |
| 中身の商品が分離・費消された場合に不要となるか | 対象品 | 1. お弁当につけられた割りばしの袋や飲料パックのストローの袋<br>2. 商品を入れるために提供されるレジ袋や紙袋<br>3. 新聞の雨除けの袋<br>4. 有料のカatalogを入れた袋<br>5. 説明書の袋<br>6. 商品と同一の試供品や景品の容器   | 1. 試供品や景品の容器<br>2. 家庭で付した容器や包装<br>3. クリーニングの袋<br>4. CDレンタルの際に使用される袋  |
|                         | 項目  | 通常、商品が費消された場合に不要となるもの   | 通常、商品の一部であると考えられるもの  |
|                         | 対象品 | 1. お菓子の袋<br>2. シャンプーの詰め替え容器<br>3. 非常食用のレトルトパック<br>4. 口紅の入れ物<br>5. マスカラの入れ物<br>6. スティックのりの入れ物<br>7. キャラクターの形をしたシャンプーの容器<br>8. 出前の①使い捨て容器②上部を覆っているラップフィルム                                 | 1. 硬プラスチック製の植木鉢(皿も含む)<br>2. 湿布薬の台紙<br>3. 使い捨てライター<br>4. 保冷剤や乾燥剤を直接入れた個袋<br>5. 薬、薬用酒等に添付されている計量カップ                          |
|                         | 項目  | 通常、商品が分離された場合に不要となるもの   | 持ち運びに支障をきたすため分離しても不要とならないもの  |
|                         | 対象品 | 1. 背広が入った①カバーや②その中にあるハンガー   | 1. CDやDVDのケース<br>2. 電動工具のケース   |
| 再商品化義務の対象となる容器包装区分か     | 項目  | 対象となる素材   | 対象とならない素材  |
|                         | 対象品 | 1. PETボトルの①キャップ②ボトル③ラベル<br>2. バイオマスプラスチックでできているレジ袋<br>3. 複合素材(アルミ40g、プラスチック60g)でできているラミネートチューブ  | 保管時の安全や品質保持等に支障をきたすため分離しても不要とならないもの<br>1. 歯磨きのトラベルセットのケース<br>2. 化粧品の携帯用ポーチ<br>3. ネックレス等の貴金属の保管用ケース<br>4. シェーバーやドライヤーの収納ケース |

※出典 容器包装リサイクル協会ホームページ 再商品化義務の対象となる「容器」か「包装」か(プラスチック製以外のものは除外しています)

「一般廃棄物処理有料化の手引き（環境省：平成25年4月）」より抜粋

### 3. 有料化の仕組みづくり

#### 3-1. 手数料の料金体系

手数料の料金体系の設定は、「排出量単純比例型（一般廃棄物の排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式）」が最も簡便で住民に分かりやすい方式であり、この方式を中心に、必要に応じて、手数料の料金の多段階化や一部の無料化、又は排出量が多量である者に対する負担増等の工夫をすることが考えられる。

#### 【解説】

##### <家庭系一般廃棄物の場合>

手数料の料金体系にはいくつかの方法が考えられ、表3-1-1に示すように分類される。各々の手数料の料金体系の特徴や各市町村における普及動向を踏まえると、手数料の料金体系の設定は、最も単純で分かりやすい「排出量単純比例型」を中心として検討することが考えられる。「排出量単純比例型」は、廃棄物の排出量に応じて手数料を支払う方式（均一従量制）であり、例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積（＝手数料単価×袋枚数）で計算される。手数料の料金水準が低い場合には排出抑制につながりにくい可能性が懸念されるものの、制度がわかりやすいとともに、制度の運用に要する費用が比較的低い、という利点を有する。

この他、必要に応じて、手数料の料金の多段階化や一部の無料化、又は多量に排出する者に対する負担の重課化等の工夫をすることが可能である。

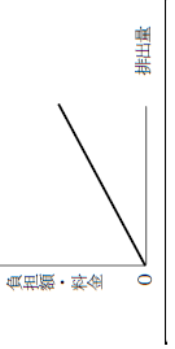

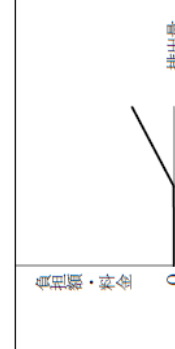
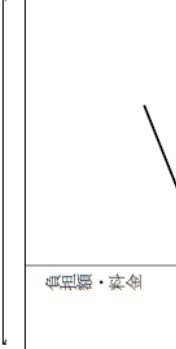

##### <事業系一般廃棄物の場合>

事業系一般廃棄物の場合、自治体では回収をしておらず、持ち込みごみに対して持ち込み手数料を決めている場合が多い。その場合、基本的に持ち込み手数料は排出量単純比例型で、重量に応じて課金されることになる。

事業系一般廃棄物も自治体で回収している場合には、家庭系一般廃棄物の場合と同様に、料金体系を工夫することも可能である。

【参考1】

表 3-1-1-1 手数料の料金体系

| 料金体系図 <sup>※1</sup> |   | 料金体系の仕組み  |   | 利点   | 欠点 |
|---------------------|---|---|---|--|----|
| ① 排出量単純比例型          |    | 排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。(均一定量制)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>制度が単純でわかりやすい</li> <li>排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>料金水準が低い場合には、排出抑制につながる可能性がある。</li> </ul>   |    |
| ② 排出量多段階比例型         |    | 排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>排出量が多量である場合の料金水準を高くすることで、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>排出者毎の排出量を把握するための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>   |    |
| ③ 一定量無料型            |    | 排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要なごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</li> <li>一定の排出量に達して排出者へ還元されるため、「③一定量無料型」よりも排出抑制が期待できる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。</li> <li>排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用）が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>                  |    |
| ④ 負担補助組合せ型          |   | 排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式（例えば、ごみの排出に必要なごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入する一方、排出者が使用しなかったごみ袋やシールについて、排出者が市町村に買い取らせることができる方式）。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</li> <li>一定の排出量までを定額制にする一方で、一定額以上の安定した手数料を徴収できる。</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用）が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>   |    |
| ⑤ 定額制従量制併用型         |  | 一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</li> <li>一定の排出量までを定額制にする一方で、一定額以上の安定した手数料を徴収できる。</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>費用負担が定額となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を削減するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。</li> <li>排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用）や一定額の手数料の徴収のための費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul> |    |

※1：(出所) 落合由起子(1996)『家庭ごみ有料化による減量化への取り組み—全国533都市アンケートと自治体事例の紹介—』(株)ライフデザイン研究所、pp.13-15

## 袖ヶ浦市ごみ処理経費一覧

| 年度 | 歳出決算(円)       | ごみ搬入量(t) | 処理コスト(円/t) | 歳入決算(円)     |
|----|---------------|----------|------------|-------------|
|    | A             | B        | A÷B        | C           |
| 20 | 1,087,974,000 | 20,620   | 52,763     | 143,333,000 |
| 21 | 1,007,893,000 | 20,066   | 50,229     | 124,891,000 |
| 22 | 1,017,472,000 | 20,085   | 50,658     | 144,343,000 |
| 23 | 1,012,674,000 | 19,832   | 51,063     | 133,022,000 |
| 24 | 1,036,375,000 | 20,044   | 51,705     | 130,066,000 |
| 25 | 1,004,528,000 | 20,936   | 47,981     | 153,472,000 |
| 26 | 1,040,051,000 | 19,104   | 54,442     | 195,282,000 |
| 27 | 1,043,365,000 | 19,158   | 54,461     | 147,018,000 |
| 28 | 962,704,000   | 19,310   | 49,855     | 134,265,000 |
| 29 | 944,146,000   | 19,207   | 49,156     | 15,326,000  |

※数値については、「一般廃棄物処理実態調査」を用いている。

※ごみ搬入量については、資源回収量を除いた数値。